琉球大学学術リポジトリ

琉球国王家・尚家文書の総合的研究

メタデータ

言語:

出版者: 豊見山和行

公開日: 2019-01-23

キーワード (Ja): 琉球王国, 尚家文書,

マイクロフィルム撮影, 紙焼き複製,

尚家文書目録(撮影複製), 対清貿易,

江戸幕府への琉球使節, 琉球処分関係,

尚家文書日録(撮影複製), 量地法式集, 琉球史, 首里王府, 個人貿易, 雨乞い儀礼, 琉球藩, 外交関係史料, 内政史料, 東京琉球館, 大阪琉球館, 鹿児島琉球館, 撮影・紙焼き, 雨乞日記, 在勤中日記, 対日本関係隠蔽, 冠船芸能, 琉球処分

キーワード (En):

作成者: 豊見山, 和行, 赤嶺, 守, 高良, 倉吉, 山里, 純一, 上原, 兼善, 真栄平, 房昭, 田名, 真之, 安里, 進, 池宮, 正治, 西里, 喜行, Tomiyama, Kazuyuki, Akamine, Mamoru, Takara, Kurayoshi, Yamazato, Jyuniti, Uehara, Kenzen, Maehira, Fusaaki, Asato, Susumu, Ikemiya, Masaharu, Nishizato, Kiko

メールアドレス:

所属:

URL

http://hdl.handle.net/20.500.12000/43245

第 I 部 論考篇

尚家文書を調査した先駆者の足跡について

真栄平 房昭

- 1. 明治政府に接収された琉球文書/2. 維新史料編纂事業
- 3.維新史料編纂官による沖縄調査/4. 尚家の秘庫に入るまでの経緯
- 5. 首里城から秘かに文書を持ち出した男たち/むすびに代えて-森谷秀亮の人物像

1. 明治政府に接収された琉球文書

琉球処分から廃藩置県の激動期に、琉球王国の文書はいかなる変転をたどったのであろうか。その状況をまず確認しておくと、1879 (明治 12) 年に「首里城明け渡し」となり、琉球王国は 450 年の歴史を閉じた。この「処分」を断行した内務省官吏松田道之は、熊本鎮台鹿児島分遣隊・警官隊に命じて、首里城内にあった評定所文書や中国皇帝からの詔勅を含む外交文書などを押収し、東京に持ち去った。

これらの琉球王国文書が接収された経緯については、すでに拙稿「琉球王国評定所文書に関する基礎的考察」『九州文化史研究所紀要』第37号、1990年)で述べたこともあり、ここでは略述するに止めたい。

琉球処分は王国体制の廃絶というだけでなく、それまで長年にわたり蓄積された王国の歴史記録(公文書)をめぐる攻防でもあった。公文書を「押収」する明治政府と、それに「抵抗」する琉球側との緊張関係である。首里城明け渡しの際、松田道之は「旧藩所蔵」の書類を押収するにあたり、琉球側が秘かにこれを城外に持ち出す動きを警戒し、これを封じるために強制措置をとった。

【史料 1】(松田道之編『琉球処分』p221 ~ 222)

「旧藩所蔵ノ書類中二於テ政府必要トスル所ノ書アリ、彼或ハ之ヲ匿蔵スルモ量リ難シ、故ニ居城ヲ受取ルノ以前ニ於テ、先ツ之ヲ予防セサル可ラサルヲ以テ、余ハ予メ
之レカ方策ヲ施シ置ク所アリ(中略)<u>城内ノ諸門ヲ鎖チ、一門ヲ開テ巡査ヲシテ守ラ</u>
シメ、且ツ余ニ随従ノ属官ニ命シ、其開キタル一門ニ接近シタル場所ニ交番留直セシ
メテ、城内ョリ他ニ出ス物件ハ皆ナ必要書類匿蔵ノ有無ヲ検査シ、其の書類ナキモノ
ハ印章ヲ与ヘテ守門ノ巡査ニ証シテ通行セシムル等ノ手続ヲ施シタリ。」

すなわち、文書の隠匿を防ぐために、あらかじめ「城内ノ諸門」の閉鎖し、一つの門に出入りを限る方策をとり、さらに巡査と属官を配備するなど厳重な警戒ぶりがうかがえる。

こうして東京に運び去られた膨大な琉球王国文書は、内務省の倉庫に保管されていたが、 1923 (大正 12) 年の「関東大震災」で惜しくも焼失したとされる。この震災前に内務省 の土蔵に入り、琉球文書の収蔵状況を目の当たりにした人物がいた。東京帝国大学国史学 教授三上参次である。のち貴族院勅撰議員となった三上は、1937 (昭和 12) 年 3 月 24 日の帝国議会予算委員会の席上で、こう証言している。

【史料2】

「(琉球の) 書類ヲ内務省ニ引継イダモノガ、内務省ノ可ナリ大キナ土蔵ニ、ーパイア リマシタ。ソレヲ (中略) 土蔵ノ中ニ入ッテ見タ、見マシタ所ガ如何ニモ棚ヲ吊ッテソレ ニーパイ琉球関係ノモノガアル。(中略) 併シナガラ琉球関係ノ土蔵ニ充チテ居タ其ノ書 類ハ、大震火災ニスッカリ焼ケテシマッタ。実ニ惜シイコトデアッタ(下略)」(*「第七十回帝国議会予算委員会第二分科会(外務省・司法省)議事速記録第二号」より)

外務省から内務省に引き継がれた大量の琉球文書が、大きな倉庫「一パイ」に収蔵されていたことがわかる。当時、震災の被災者数はおよそ 150 万人、ほぼ東京全区(牛込区を除く)が火災に遭い、江戸以来の下町はほとんど消滅したといわれる。火災は二日二晩にわたって猛威を振るい、多くの文化遺産も灰燼に帰した(*内務省社会局編『大正震災志』上・下・附図 3 冊、岩波書店、1926 年)。明治政府に接収された内務省の琉球文書が今日まで無事であったら、琉球史の研究状況もおそらく一変したであろうと、惜しまれる。

ところで、のちに歴史家となる東恩納寛淳は、東京帝国大学史学科に在学中、三上参次教授の「教え子」であった。その縁で、東恩納は三上の斡旋で震災が起こるかなり前に、内務省から琉球文書の一部を東大の史料編纂所に取り寄せてもらい、ノートに筆写した。その筆写史料が、明治 41 年提出の卒業論文に「内務省書類」という題名で引用されている。内務省の原本がほぼ灰燼に帰した今となっては、私たちにとって東恩納ノートが尚家文書の一部なりを伝える「写本」として貴重な価値をもつ(*「<明治四十年十月>内務省書類」沖縄県立図書館文庫 697)。なお、東恩納の卒業論文「島津氏の対琉球政策」を見ると、東京で筆写した内務省文書の他にも「尚家侯爵家・琉球邸蔵秘密書類」の「御内用一件」文書が引用されていることも見逃せない(*『東恩納寛淳全集 2』 p.116)。つまり、東恩納は卒論執筆時に内務省文書を丹念に筆写するかたわら、首里の尚家でも「秘密書類」を閲覧したことになる。彼は東大在学中、たままた尚家一族の護得久家の「書生」をしていた時期がある。そこで尚侯爵家の家扶・護得久朝章とも親しかった縁で、おそらく「秘密書類」の閲覧も特別に許されたのであろう。

ところで、内務省の土蔵で三上参次が確認した琉球関係文書は、もともと首里城にあった「尚家文書」の一部である。震災による焼け残りとみられる評定所文書の「原本」が、内務省の後身にあたる警視庁の地下倉庫で20世紀末になって偶然に発見された。これは現在、国立公文書館に移管されている。

ところで、近代日本の史料編纂事業の一翼を担った重要な組織として、「維新史料編纂会」が知られる。その専門スタッフの一人が、1934(昭和9)年沖縄に出張し、史料調査を行った。その際、注目すべきは首里の尚家文書を調査している事実である。復命報告書の「首里市尚侯爵家所蔵目録抄」に「出張ノ主要眼目ハ、實ニ尚家秘庫ヲ檢スルニアリ」と記されるように、沖縄出張の主な目的は「尚家秘庫」の実地検分であったことがわかる。

これまで尚家文書は「誰」によって、どのような目的で調査がなされてきたのだろうか。 文書に含まれる史実を検証して歴史像を描くことはもちろん重要だが、同時に史料自体の あり方、存在形態を決定づける「史料伝来論」、「史料調査」の歴史にも眼を向ける必要が あろう。こうした観点に立って、小稿では維新史料編纂会の専門家による「尚家文書」の 知られざる調査事情と、その先駆者たちの足跡について明らかにしたい。

2. 維新史料編纂事業

まず注目すべきは、琉球評定所文書の一部が早くから『幕末外国関係文書』や『大日本維新史料』の編纂に利用されていた事実である。周知のように『幕末外国関係文書』は1910(明治43)年以来、東京大学史料編纂所より継続刊行されている。また、明治維新

史研究にとって不可欠な『大日本維新史料』編年之部は、弘化3年(1846)2月の孝明 天皇の践祚から明治4年(1871)7月の廃藩置県に至る25年間の事件を年次順にまとめ て刊行した史料集である。この刊行本のもとになる「大日本維新史料稿本」(全4217冊) の作成には、維新史料編纂会の専門スタッフが多数関わっていた。

じつは、こうした幕末維新史料編纂との関わりで「異国船来航事件」の真相を知る重要 史料の一つとして琉球の評定所文書が注目されていた。西洋列強の「外圧」の最前線とも いうべき琉球や薩摩の動向などを知る貴重なデータが琉球の評定所日記に数多く含まれて いたからである。ペリー来航をはじめ相次ぐ異国船問題に対応した琉球王府は、現地の動 向を克明に伝える情報を薩摩藩に送っており、その情報はさらに藩から幕府へ報じられた。 異国船関係の記事が琉球側の史料に豊富に含まれることは、もちろん歴史の専門家には知 られていた。こうした事情から、『幕末外国関係文書』『大日本維新史料』の編纂過程で、 薩摩の島津家文書はもちろん、琉球の「尚家文書」も視野に入ったことが考えられる。

次に、「維新史料編纂会」の成立状況について見ていこう。この組織は 1911 (明治 44) 年に桂太郎内閣により設立され、文部省内に「維新史料編纂局」が設置されたことに始まる。1931 (昭和 16) 年には「大日本維新史料」稿本 4, 180 冊の編集をひとまず終了し、補訂作業のあと 1933 年から刊行を開始したが、戦争が激化した 1941 (昭和 16) 年に編纂会組織は消滅し、『大日本維新史料』の刊行事業も 19 冊のみで中断のやむなきに至った。ただし、修史事業はなお継続され、戦後になって東京大学史料編纂所に引き継がれた。

このような史料編纂事業の歴史的性格について、箱石大「維新史料編纂会の成立過程」(* 『栃木史学』第15号、2001年)は、以下のような特徴と問題点を指摘している。

- ①文部省所管の維新史料編纂事業は、帝国議会の協賛を経た政府直轄事業として発足し、これ以後、明治天皇の勅旨と元老の総意に基づく国家事業という認識が次第に定着した。 ②維新史料編纂会の成立は、通史叙述としての『維新史』や歴史資料(史料)の一つのカテゴリーとしての『維新史料』という枠組みを、近代天皇制国家が新たに創出し、それを定式化していくための制度的基盤が整備されたことを意味する。
- ③政府直轄による維新史料編纂事業の開始は、日露戦後の明治 40 年代になって、国家が 国民の明治維新史に対する歴史意識の形成に積極的に関与する動きを強めたことを示す。
- ④「維新史料編纂会の官制および組織形態は、学問的というよりも政治的・政策的な要請に基づく史料蒐集・編纂事業を任務とした国家機関の典型として、のちに日本統治下の植民地・朝鮮にも持ち込まれ、朝鮮総督府に設置された朝鮮史編修会のモデルとなり、1925年(大正14)6月6日、維新史料編纂会官制を参照して制定された朝鮮史編修会官制が勅令第二一八号として公布されるに至ったという事実は、近代日本における史学史および史料編纂事業史の上でも、今後研究を深めるべき重要な問題となるだろう」という。

3. 維新史料編纂官による沖縄調査

1934 (昭和9) 年、「維新史料編纂会」の専門スタッフが鹿児島・沖縄に出向いて史料調査を行った。その経緯を詳述した復命調査報告書が東京大学史料編纂所に現存している。その書誌をまず述べると、「鹿児島沖縄二縣史料採訪報告書」と題する和装本四十九丁で、「維新史料編纂会」の野紙に墨書され、「首里市尚侯爵家所蔵目録抄」が併記されている。当時は未公開の内部資料であり、編纂局長をはじめ関係者の間で「回覧」されたものだ。

【書目 ID】00079718

【史料種別】特殊蒐書

【請求記号】維新史料引継本·II よ -24

【書名】 鹿児島沖縄二県史料採訪報告書(昭和9年3月)

【著者名】森谷秀亮 (調査担当の出張者)

【出版事項】写本

【形態】1冊

この書誌情報から明らかなように、東京大学史料編纂所の史料分類では「特殊蒐書」となっている。表紙の請求記号のラベルに記載された「維新史料引継本」とは、文部省維新史料編纂事務局の旧蔵本を東京大学史料編纂所が引継ぎ、登録したことを示す。維新史料編纂事務局の専門スタッフである「森谷秀亮」が、首里の「尚侯爵家」の文書を調査し、昭和9年3月にまとめた貴重な復命報告書ということがわかる。

報告書を執筆した「森谷秀亮」は、昭和9年2月に鹿児島・沖縄二県に出張して史料採 訪の任にあたり、その際、首里の尚家で秘蔵文書の一部を閲覧調査したわけである。次に 掲げた報告書の冒頭部分から、その史料調査の目的と旅程などを知ることができる。

【史料3】

「昭和九年二月、小官維新史料蒐集ノ為、鹿児島沖縄二県下に出張ヲ命セラレタルヲ 以テ、同月十九日東京ヲ発シテ、先ツ鹿児島市ニ至リ、尋テ南下、沖縄本島ニ航シテ那覇 首里運天ノ諸地ヲ歴訪シ、更ニ宮古、石垣二島ニ若干ノ調査ヲ試ミタル後、賜休暇ヲ利シ テ台湾島ニ渡リ、三月二十八日帰京シタリ。今、左ニ行程地ノ概況、採訪史料ノ結果ニ就 テ復命セントス」

すなわち、「森谷秀亮」の鹿児島・沖縄への出張目的が「維新史料蒐集」にあったことが判明する。2月19日東京を出発した森谷は、鹿児島での調査を終えたのち、沖縄に渡航し、那覇・首里・運天などを歴訪した。さらに宮古島・石垣島でも若干の調査を行った。その後、個人的な休暇を利用して台湾を訪れたのち、3月28日東京に帰任したようだ。

以上のことから、約一ヶ月にわたる調査旅程がほぼ判明する。

4. 尚家の秘庫に入るまでの経緯

森谷秀亮は、「沖繩本島ニ着スルヤ、縣學務部及縣教育會斡旋ノ下ニ鋭意近世史料ノ採訪蒐集、史蹟ノ踏査ニ努メ、滞在半月餘ノ後ニ宮古八重山二島ニ向ッテ西航セリ」という。 すなわち、県庁学務部と県教育界の斡旋により、森谷は「近世史料ノ採訪蒐集」を熱心に 行い、史跡なども訪れて調査したのち、宮古・八重山に渡航したのである。

森谷の沖縄調査の最大の関心事は「尚家秘庫」の調査であったが、当時は「門外不出」で部外者による閲覧は容易に許されない状況であった。そこで、彼は現地に出張する前にあらかじめ東京澁谷の尚侯爵邸を訪ね、今回の調査の目的を説明し、「尚家秘庫」に入る便宜をはかってほしいと要望した。さらに、沖縄出身の知友にも斡旋の労を依頼するなど周到な準備を行ったことが、次の史料から明らかである。

【史料4】

「今次小官(*森谷秀亮)出張ノ主要眼目ハ實ニ尚家秘庫ヲ檢スルニアリシヲ以テ、 出發以前東京澁谷侯爵本邸ニ特別ノ便宜方ヲ依嘱スルト共ニ、侯爵家ノ依嘱ヲ受ケ テ曾テ尚泰侯實録ノ編輯ニ當リシ府立高等學校教授東恩納寬淳氏ニモ配慮ヲ願ヒタリ。又、尚家姻戚ノ名古屋専賣局長神山政良氏トハ小官稍關係アリ。乃チ神山氏ヲ通ジテ又豫メ交渉シ置キタリキ。サレバ、家扶護得久朝章氏ハ、小官ノ希望ニ對シ、從來殆ンド外部へノ展觀ヲ許サザリシニモ係ハラズ、好意ヲ以テ秘庫ヲ開キ呉レタリ」 (下略)。

このように森谷は東京の尚侯爵邸に対し「特別ノ便宜」を要望するとともに、東京府立高等學校教授の東恩納寛淳と面会し、特に「配慮」をお願いしたのである。東恩納は尚家の依頼により、『尚泰侯實録』(1924年刊)の編纂にあたり尚家の文書記録類を渉猟しした経験があり、森谷はおそらく東恩納から有益な助言を得たにちがいない。また東恩納は、尚昌(尚家 21 代当主)の子、裕(22 代当主)、文子(井伊家に嫁す)、清子らの名付け親でもあり、尚家との結びつきが深かった。

さらに注目すべきは「神山政良」の人脈である。最後の琉球国王尚泰の女婿である神山は、尚家に「顔が利く」有力者であった。その「神山氏ヲ通ジテ」、尚家と交渉してもらったことが決定的に重要な意味をもつ。神山政良の略歴は1982 (明治15) 年生まれ、父の政方は中城王子尚典の側近で、妻の母は尚泰の在京時代の側室であった。神山政良は少年時代の断髪令に抵抗して尋常小学校を一時退学した後、一高をへて東大法科を卒業し、大蔵省に勤務したのち、尚泰の孫尚昌のイギリス留学に同行、オックスフォード大学で経済学を学んだ。官僚知識人である彼は帰国後、名古屋および東京専売局長などを歴任し、戦後は東京沖縄県人会長などを務め、1978 (昭和53) 年に没している。

こうした「神山人脈」による尚家への根回しがおそらく効を奏したのであろう。首里の中城御殿に保管された尚家文書は、「從來殆ンド外部へノ展觀ヲ許サザリシ」ものであったにもかかわらず、尚家家扶の護得久朝章が「好意ヲ以テ秘庫ヲ開キ呉レタリ」という。こうして森谷秀亮は、念願の尚侯爵家の「秘庫」に足を踏み入れることができたのである。

5. 首里城から秘かに文書を持ち出した男たち

尚家文書の収蔵状況を見た森谷は、文書の総点数について確証はないと慎重に断りつつ、 尚家関係者の話では「二千点」はあるらしいと記している。残念ながら尚家は蔵書目録を 作製しておらず、無く未整理の状態で、保存の状態もきわめて悪かったという。

【史料 5】「鹿児島沖縄二縣史料採訪報告書」

「其全點數ハ確然ヲ得ザレ共、家人ノ談ニ據レバニ千點ハアリトセラルルモ、唯遺憾 ナルハ大部分ガ未整理ノ儘ニ置カレテ、藏書目録ノ作製ダニ無ク、且適當ノ保存法ヲ講ゼ ザル爲メニ、氣候風土ノ關係上蟲喰破損ノ程度最モ甚シキコトトス」。

【史料6】同上、報告書

「近時沖縄ニ於ケル郷土史的勃興ト共ニ尚家記録ノ公開ヲ叫ブノ聲高ク、然モ侯爵家 ハ常ニ未整理ノ故ヲ以テ拒否シ居レル由ニテ、小官ノ出邸ニ際シテモ豫メ地方人ノ帯同ナ キヲ云ハレタリ事情如上ノ如クンバ蓋シ止ムヲ得ザルノ處置ナランカ」。

【史料7】同上、報告書

「史料ノ内容ニ就イテニ三感想ヲ述ブレバ、幕末廢藩當時ノモノハ尚泰侯實録編纂ノ

關係ヲ以テ多クハ東京邸ニ移セルモノノ如キモ亦同地ニモ相當ニ藏セリ。事前ノ内國及對外史料ニ至ッテハ殊ニ豐富ニシテ坊間全ク類ヲ見ザルモノ尠シトセズ諸家々譜冠船日記ノ如キハ其一例ナルベシ。曾テ聞ケルニ廢藩當時國事記録ハ擧ゲテ政府ニ移管セシ由ニテ、大正震火災ニ烏有ニ歸セシ内務省記録ハ即チ夫レナルガ、<u>現時尚家々藏ノモノヨリ察スルニ、其何邊ノ程度ニ轉管セシモノカ疑ハザルヲ得ズ。傳へ云フ廢藩令ノ下ルヤ、尚家々臣</u>等古書ヲ懐中密カニ夜間ニ乘シ石壁ヲ下レル者多數ノ由ナリシガ恐ラク眞ナラン」。

むすびに代えて一森谷秀亮の人物像

以上にみるように、1934 (昭和9) 年、「維新史料編纂会」の専門スタッフが鹿児島・沖縄に出向いて史料調査を行った。その経緯を詳述した復命調査報告書「鹿児島沖縄二縣史料採訪報告書」の考察から、「明治維新史料編纂会」がすでに昭和8年段階で尚家文書の調査を試みたことが明らかとなった。その特命を帯びた調査官「森谷秀亮」が復命書に書き残した史料から新たな事実が浮かび上がってきた。首里の「尚侯爵家」の文書調査を目的に出張した森谷は、おそらく県外人としては初めて「秘庫を開いた」。その意味で、「維新史料編纂会」の調査活動は、「尚家文書の調査」の歴史に先駆的な位置を占める。

琉球王国の滅亡が間近に迫まった明治期、重要書類の押収・消滅を恐れた人々は、尚家 文書の一部を秘かに城外に持ち出した。厳しい監視を逃れて「懐中」に文書を隠し持ち、 夜闇に紛れて首里城の石垣を乗り越えた男たちがいたとは、意外な驚きである。これは、 維新史料編纂官の森谷秀亮が直接会った尚家関係者から聞き取り、その調査復命書に書き 残された事実である。おそらく信憑性の高い「オーラル・ヒストリー」(歴史の証言)と 言えよう。

ところで、城の石垣を乗り越える忍者のような「隠密行動」の意味をよく考えてみると、明治政府の「処分」に対する琉球側の「無言の抵抗」であったともいえる。こうして持ち出された文書群が、その後どうなったかは知る由もないが、関東大震災で消滅する歴史的危機から救われ、今日われわれの前にある尚家文書中に含まれている可能性は高い。

今後に残された課題は多い。その1つは、森谷はどのような琉球史料を具体的に目にしたかという問題である。この点については今後、稿をあらためて検討するつもりである。2つめは、森谷自身はいったいどんな人物であったのか。全貌は未だつかめないが、その片鱗を紹介して、本稿のむすびとしたい。私がこれまで調べた限りでは、歴史家の足跡が少しばかり見えてきた。試みに1930(昭和5)年前後の『史學雑誌』を検索してみると、『南島沿革史論』で知られる幣原坦「維新の影響としての沖縄の変遷」、森谷秀亮「東京奠都に関する一考察」が掲載されている。1934(昭和9)年には『岩波講座日本歴史』に「修約改正」という論文も発表しており、明治外交史の気鋭の研究者として活躍していたことが知られる。さらに、史学会編『東西交渉史論』(冨山房、1939年)にも論文が確認できる。すなわち、大塚久雄「ウィルレム・ユセレンクスの眼に映じたる東印度貿易」、秋山謙蔵「東西交渉史上の香料」、岩生成一「南洋に於ける日欧関係の推移」、岡田章雄「近世初期に於ける主要なる輸入物資について」など、錚々たる顔ぶれの研究者と並んで、森谷秀亮「岩倉全権大使の米欧回覧」という論文が本書に収録されている。

このように森谷の歴史家としての足跡をたどっていくと、主な研究関心は幕末から明治期であったことが判明する。そのこともあって琉球の尚家文書に関心を向けたのであろう。

次に、彼の仕事の主軸をなす維新史料調査について簡単にふれたい。昭和2年から4年にかけて、維新史料編纂会の外郭団体「日本史籍協会」から『大久保利通文書』全10巻の刊行計画が進められた。その原稿の整理・校正の実務担当者が、維新史料編纂会の薄井福治と森谷秀亮であった。いうまでもなく大久保利通は薩摩藩出身で、その父は琉球館とも関わりがあった。さらに明治政府の内務卿時代の大久保は、部下の内務大丞松田道之を琉球に派遣し、「処分」を命じた人物である。したがって、『大久保利通文書』編纂を業務とする森谷が、琉球関係史料に関心をもつのは当然ともいえよう。

さて、戦後を生きた森谷は、1966年に日本史籍協会の代表に就任し、膨大な史籍協会 叢書の復刻や、続編の刊行事業に尽力した。また、一般向けの本として『開国より維新へ』(秋 津書房、昭和17年)や、編著『靖国神社略年表』(靖国神社、昭和48年)がある。その 学風はいわゆる実証主義史学で、晩年は駒澤大学の教壇にも立った。同大学院史学会の雑 誌で、「森谷秀亮教授喜寿記念号」(『史学論集』第4・5号、1975年)が発行されている。 それを見ると、教え子で東大教授の伊東多三郎による回想記「私の中の森谷先生」、吉田 常吉「森谷先生の思い出」などが収録され、故人の学風と人物がうかがえる。

百浦添御殿普請日記に関する研究ノート

高良 倉吉

1. 現存する尚家文書 4 冊の位置づけ

正殿(百浦添御殿)を中心とする首里城の復元・整備事業に関係することとなり、そのための基礎作業として正殿の推移とそれに関連する諸記録の状況を概略的に整理したが、このメモは「首里城正殿に関する建築史年譜」(1988年)と題しすでに発表した。この年譜により乾隆 33年(1768)の重修記録である現存の「百浦添御殿普請付御絵図并御材木寸法記」(沖縄県立芸術大学蔵)の位置を確かめることができると同時に、その史料的な価値をもまた展望できたのである。同時に、近世末期の道光 26年(1846)に行なわれた重修が王国時代最後の大規模な普請であり、尚家に伝承される文書はこのときの記録であるという位置づけも可能となった。年譜作成後に尚家文書のコピーを実際に入手してその内容を把握することができたが、いうまでもなく乾隆 33年の「寸法記」とあわせて尚家文書もまた正殿復元の根拠史料として活用された。

道光 26 年に行なわれた王国時代最後の正殿重修記録に相当する尚家文書は 4 冊からなるが、その内訳は以下の通りである。

- A「百浦添御殿御普請日記」(道光 22 年) 第 497 号 表紙に「百浦添御普請絵図并日記/共八冊」、扉に「道光弍拾弍年/百浦添御殿御普請日 記」、書き出しに「道光弍拾弐年寅八月より同弐拾六年午十一月迄/百浦添御普請之一巻」 とある
- B「百浦添御普請日記」(道光 22 ~ 26 年) 第 498 号 表紙に「百浦添御普請日記 / 共八冊」、扉に「百浦添御殿御普請日記」、書き出しに「大 清道光弐拾弐年壬寅九月より同弐拾六年丙午十月迄 / 百浦添御普請日記」とある。
- C「百浦添御普請日記・当方」(道光 26 年) 第 499 号 表紙に「百浦添御普請日記/共八冊」、扉に「道光式拾六年丙午九月/百浦添御普請日記/当方」、書き出しは2月の「覚写」である。
- D「百浦添御普請絵図帳」(道光 26 年) 第 500 号 表紙に「道光式拾六年/百浦添御普請絵図帳/共八冊」、扉に「道光式拾六年丙午/百浦 添御普請絵図帳」、書き出しは正殿の正面絵図である。

A~Dの扉に「共八冊」とあるので、もともとは8冊セットの日記であり、他の4冊は伝わらないことになる。尚侯爵家の『御蔵本目録』に「百浦添御普請日記」1冊、「百浦添御普請日記」2冊、「百浦添御普請絵図帳」1冊とあるので(法政大学沖縄文化研究所刊行の影印本363ページ)、その時点においてすでに4冊は散逸しており、尚家に伝わったのは現存の4冊のみだったと推定される。同『目録』には「百浦添[御殿]御普請付御絵図并御材木寸法記」2冊とあるが(影印本46ページ)、その「御絵図」相当部分は原本の形で、「寸法記」相当部分は鎌倉芳太郎の手になる大学ノート写本として知られており(いずれも沖縄県立芸術大学蔵)、表題(「御絵図」と「御材木寸法記」)に明らかなように両者は本来1冊本の形式で作成されたものであった(鎌倉がなぜ「寸法記」相当部分

のみを大学ノートに筆写したのか事情は不明)。このことを証明するのが尚家文書中の D であり、乾隆 33 年の「百浦添御殿普請付御絵図并御材木寸法記」はもともと D (絵図と材木寸法記の両方を記述) と同形式のもとして伝世していたのである。そのことをふまえていうならば、本来フルセットで8冊存在したはずの尚家文書は、普請日記系統7冊プラス絵図・材木寸法記系統1冊であったと理解できる。つまり、一括文書として伝承されてきた中の普請日記3冊と絵図・寸法記1冊が伝わり、他の普請日記4冊分が失われたものとして現存の尚家文書をとらえることができるのである。

現存する 4 冊の分析・検討に関していえば、私はこの史料を用いて道光 26 年の重修経緯について要点のみを記したメモを作成し、首里城復元のワーキングチームに配布した。また、基本的にはそのメモをもとに「首里城正殿の重修経過一道光 26 年(1846)の重修を伝える尚家文書の要点」(1998 年)と題して発表すると同時に、この成果をベースにしたうえで、道光 26 年重修を首里王府の建築事業プロジェクトという観点から再構成し、それを「首里城正殿の重修にみる王府プロジェクト」(2005 年)と題する概論的な叙述にまとめている。建築の分野からは福島清氏が「首里城復元設計についての雑感」(1995 年)において、「寸法記」と尚家文書 D の両文書に含まれる「差図」(平面図)の異同を問題とする検討をすでに行なっている。

2 「御位願」と表彰

それらの成果をふまえたうえで、ここではあえて言及してこなかったところの問題、すなわち尚家文書中に登場する重修工事竣工後の状況について、もっぱらA文書を用いて若干の紹介とコメントを記しておきたい。

重修工事は諸準備に3年余を費やし、工事施行については道光26年4月から8月のわずか4か月の期間で終えているのだが、その象徴的な出来事として同年8月9日に「御筆之御額」を正殿の所定の場所(おそらく2階=大庫理)に戻し、8月17日には大庫理において「聖家三壇ニ而三十座之御祈念」を行い、同日九ツ時分に首里殿内に疎開中の「御内原御火鉢加那志」を移している。また、同日、久米村方・寺社方が作成した「梁木札」を上覧に備えた後に所定の場所(具体的な場所についての言及なし)に打ち付けている。摂政・三司官の現場見分の後、諸役に対し9月1日より通常通りの勤務に復するよう指示が出されている。工事に際して勲功のあった293人からの「御位願」が提出されているが、その内訳は木細工人64人、木分67人、石細工8人、御船手細工人33人、与那原津口御材木当4人、御普請方加勢筆者5人、那覇・泊・新崎三津口御材木当12人などであった。

御位頂戴を願う面々には、「針かなもの」の製作に功労のあった鍛冶奉行の細工人や、「塗方」に功のあった貝摺奉行の加勢筆者・絵師・貝摺師・木地引、あるいはまた小細工奉行の小細工・畳細工・組物細工などがおり、実際の工事に参画した職人の状況を知ることができる。さらには、用材の調達に格別な功のあった者として羽地間切源河村のまつ大城と真喜屋村のなべ仲尾の推挙状がある。

9月13日付けの工事関係主導者への下賜品文書に、「龍頭作」「木惣大工」「木脇大工」「瓦大工」などの名があり、龍頭作を担当した者として田名筑登之親雲上・新垣筑登之親雲上の両名が登場するが、前者は田名宗経(1798~1865年)に相当すると推定される。

大棟および唐破風屋根に据えられた3体の龍頭棟飾の一部あるいはすべてを田名らが製作したのであろう。このことは、道光26年の重修が、棟飾の取替えを含む屋根瓦全体の葺き替え工事を伴うものであったことを示唆しており、そしてまた、屋根まわりの瓦を葺く作業の工事責任者と釉薬を施すところの棟飾を製作する工事の責任者(田名・新垣)が区分されていたことを示すものであり、琉球処分以降の古写真でとらえられた正殿の棟飾は、このときの重修が王国時代最後のものであったことを勘案するならば、田名宗経らの仕事を伝える可能性が高いということを示唆している。

3 「御祝儀御規式」の状況

9月23日には普請成就につき「御祝儀御規式」が挙行されているが、その概要の一部を紹介しておきたい。まず下庫理において「三御飾御規式」がある。その席には思弟部・同座敷・同隠居・按司・同隠居・同仕切御暇乞之方・三司官・同座敷・同仕切御暇乞・三番之親方・同隠居・申口・吟味役・里主・御物城・両長史・泊頭取・百浦添普請奉行・同瓦奉行・貝摺奉行・普請奉行・小細工奉行・鍛冶奉行・当番之申口座の面々(原文に「御呼御人数」と表記)が、朝衣に八巻の正装で列席する。彼らは各自で「御甕御酒」を持参し、御庭で「御捧御拝」を行う。国王が「真正面御座」に出御すると、位を頂戴した面々が「御拝之御規式」を行なう。思弟部・同座敷・同隠居は、南殿において三司官より献上の「御花御酒」をいただく。御内原においても「御規式」がある。書院において料理がふるまわれる。南殿において「御呼御人数」に対し料理がふるまわれる。書院人数以下、小赤頭までに対し、南殿と番所で料理がふるまわれる。御内原においても「御主部」に対して料理がふるまわれると同時に、「御呼之御女性方」にも料理がふるまわれた。

9月23日の「御祝儀御規式」は概略次のような次第で挙行された。前夜に4回にわたる楽の演奏がある。規式の当日、下庫理御座に国王が着座し酒・茶が出る際に楽の演奏が行われる。唐玻豊の間(正殿2階)の国王の椅子を準備し、四ツ時近くに王子以下が着座して出御を待つ。国王が出御すると「三御飾」にて酒・茶を差し上げ、着座人数にも酒・茶がふるまわれ、「大通」を済ませた後、三司官が「御拝つゝ」を唱える。御位頂戴人数も「御拝つゝ」を唱え、その後で三司官以下の面々が御庭で御拜したい旨の言上を行い、「石ていし」に着座する。国王が唐玻豊の間に出御し「御印判」を下されると、一同は四ツ御拜を行い「御拜つゝ」を唱える。御庭における御拜を終えると、三司官以下の面々は着座して酒を賜い、「五はい」(向拜)にて「大通」を済ませた後、茶をふるまわれる。そして、王子以下は献上品の目録を上覧に備え御拜を行なう。

王子以下の捧げ物の目録が記載されており、「進上」のタイトルで御花5・御酒5対・ 御酒1甕を大里王子・伊江王子・玉川王子・浦添王子・按司・同隠居・同仕切御暇乞らが、 同様に「進上」のタイトルで御花3・御酒3対・御酒2甕が三司官・同座敷・同仕切御暇乞・ 親方・同隠居・申口・吟味役・那覇里子・御物城・両長史・泊頭取・座敷・当座敷・若里 之子らより捧げられている。

御規式の各所で唱えられた「御拜つ」が全文 17 行にわたって収録されており、この神歌が誰によって、どのような場面で唱されたものなのかという点を教える貴重な事例となっている。また、御祝儀の場面でふるまわれた料理についてもそのメニューが詳しく記

載されている。「百浦添御普請御成就御祝儀之時御書院/御料理座より調上候/御包丁人 知念筑登之親雲上」と題されたものを次に概略紹介したい。

御献立として御熨斗一塗三方、御盃一塗三方。御本として御皿に6品、御雑煮に5品、御盆に2品、それに小豆御飯。御二として御平皿に5品、御小煮に2品、御糸目に4品。御三として御猪口いり酒、御差味5品、御升4品、皆敷2品、御猪口味噌配、御引物2品、御盃一塗三方、御肴一塗三方、御吸物3品。附御後段として御茶碗1品・御小皿1品・御菓子2品・後御菓子5品。「御間之吸物菓子神酒」として13品、そして「大通」の肴として「白干いか」などが出ている。これと同じ形式で御内原や南殿、番所にてふるまわれた料理のメニューが掲げられているほか、関係役人や百姓位衆78人などにふるまわれた料理目録も含まれている。

また、「御祝儀」として御仮屋の奉行平田善太夫より太刀1腰、馬1疋、詰役たちより 肴代に青銅200疋、永田半次郎・内藤三次より肴代に1両が、また産物方の有馬権蔵よ り青銅200疋(肴料)、その他4名より青銅100疋と1両が肴料として国王に贈られている。 このように、建築工事の竣工にともなう王府の儀礼や贈答についても、尚家文書は雄弁 な語り手となっている。

参考文献

高良倉吉「首里城正殿に関する建築史年譜」、『沖縄県立博物館紀要』14号、1988年。 福島清「首里城復元設計についての雑感」、『沖縄文化研究』21号、1995年。

高良倉吉「首里城正殿の重修経過―道光 26 年(1846)の重修を伝える尚家文書の要点」、 『首里城研究』 4 号、1998 年。

首里城公園友の会編『首里城の復元—正殿復元の考え方・根拠を中心に』、(財)海洋博覧会記念公園管理財団、2003年。

平良啓「首里城の伝統的建築群における正殿の復元設計プロセスと計画的復元整備システムに関する研究」、神戸芸術工科大学大学院博士学位論文、2004年。

高良倉吉「首里城正殿の重修にみる王府プロジェクト」、『沖縄県史・各論編4・近世』、 沖縄県教育委員会、2005年。

琉球王府の雨乞儀礼

山里 純一

はじめに

琉球王府の雨乞については、『球陽』『女官御双紙』『琉球国由来記』『おもろさうし』に 断片的ながら記事があり、また伊波普猷『古琉球の政治』の中には、今は所在不明の『聞 得大君御殿之御願公事帳』の内容が引用されている(1)。従来の王府雨乞に関する研究は、 専らこれらの史料をもとに論じられてきた(2)。尚家文書の中に『雨乞日記』5冊と『雨 乞御代参公事』1冊が存在することは、沖縄県教育委員会の『古文書等緊急調査報告書』 (1976年)によって知られていたが、未公開で、その内容を披見することができなかっ たためである。この6冊の雨乞関係日記には王府の雨乞儀礼の具体的な実施状況が記され ており、これまで知り得なかった多くの情報が含まれている。そこでこの機会に王府雨乞 関係史料を博捜し、基礎的な事実関係を明らかにした上で、王府雨乞の全体像を提示して おきたい(3)。

一 旱時(通常)の雨乞

(1) 王府雨乞の手続きと概況

1~2ヶ月以上も雨が降らない日が続くと、王府では先例を調べ、雨乞を行うべきかどうか吟味をする(4)。その場合、諸間切から公儀の雨乞を求める声を受けて田地奉行が申し出ることもあったようである(咸豊10年「雨乞日記」)。雨乞実施の判断が固まると、まず久米村「総役・長史方」に属し暦法のことを掌る通書方で、雨乞を実施する日時の日選びが行われる。その日選書を持って、摂政・三司官は王の御前に拝謁し決裁を仰ぐ。王は伺いの通り実施してよいとして、日選の候補のうちの一つに印をつける。こうして雨乞の実施日時が決まると、早速、王に実施の大綱を言上し、関係各位にも通達する(道光12年、咸豊10年「雨乞日記」)。

以上の手続きを経て、雨乞が実施されることになるが、『球陽』巻22の尚* ? +景頁*王21年(道光4)条および同29年(道光12)条、「年中各月日記〈帳当座、咸豊六年〉」(『琉球王国評定所文書』12巻298頁)等には王府雨乞の概要が書かれている。例えば道光4年の雨乞については次のようにある。

王城御火鉢前並びに各嶽に於て祷告し、訖りて親方、官僚共に三七人を率同して拝し、 且前の御庭に在りて雨を祷る。又聞得大君殿御火鉢前に於て祷告し、訖りて親方、官僚共に三七人を率同して拝し、又平等神宮に於て祷告し、訖りて親方、官僚共に一七人を率同して雨を祷る。又禅家をして円覚寺に於いて大般若経を念じて雨を祷らしめ、又聖家をして護国寺に於いて雨を祷らしむ。又久米村大夫をして官僚各共に一七人を率同し、龍王殿・天尊廟に三日斎宿して雨を祷らしむ(初日と終日とは、三司官一員・申口一員・座敷一員・当一員・勢頭一員・里之子一員・筑登之一員、一共に七員、前みて龍王殿に至り、久米・那覇の衆官と一同に礼を行ふ)。又祷雨の初日、久米・那覇官一員及び衆官を将て分ちて二隊と為し、其一隊は則ち親方を以て官僚を率同し、龍王を請じて唐栄の竜舟に駕し、豊見城に前み至りて雨を祷る。又泊村並びに祝部・ 諸郡、三日雨を祷る(応に紫冠を戴くべき者は改めて黄冠を戴き、紅冠は冠を除き、 只朝衣を著すのみ。祷雨の際は都鄙、屠宰を禁止す)。

「雨乞日記」によれば、これは「言上」の部分にあたるが(5)、その内容を箇条書きにまとめると次のようになろう。

- イ、首里城の御火鉢前および嶽々、御庭で親方と官僚が雨乞の祈祷を行う。
- ロ、聞得大君御殿御火鉢前で雨乞の祈祷を行う。
- ハ、三平等の神宮 (殿内) で雨乞の祈祷を行う。
- 二、禅家(臨済宗)僧侶が円覚寺において大般若経を読誦する。
- ホ、聖家(真言宗)僧侶が護国寺において雨乞の祈祷を行う。
- へ、龍王堂・天尊堂において、久米村の大夫が官僚等7人と3日間、斎宿して雨乞祈 念を行う。
 - ※啓建(初日)と満散(終日)には、三司官1人・申口1人・座敷1人・当1人・ 勢頭1人・里之子1人・筑登之1人、計7人が久米・那覇の勤人数と一緒に拝す。
- ト、雨乞初日には、久米・那覇の官人1人と雨乞勤めの官人を二隊に分け、一隊は親 方が官僚を引率して龍王を久米村の爬龍舟に乗せ豊見城へ、一隊は三司官が雨乞 勤め人を引率して天尊堂へ行き、それぞれ雨乞の祈祷を行う。

チ、泊村、祝部、諸間切でも三日間雨乞を行う。

- ※雨乞い期間の戴冠と衣装は、紫八巻の者は黄八巻に、赤八巻の者はただ朝衣のみ とする。
- ※都(首里・那覇・久米村・泊村)と田舎(諸間切)とも雨乞期間中は殺生禁断と する。

以上の概略を踏まえ、「雨乞日記」(道光12年・咸豊10年・同治12年)をもとに雨 乞の実施状況を具体的に見ていくことにしたい。

(2) 雨乞の実施状況

「雨乞日記」によれば、雨乞に関わる部署および役職として、御書院、御近習座、御物奉行、申口、下庫理(当・勢頭)、寺社座、平等之側、普請奉行、瓦奉行、聞得大君御殿(大親)、豊見城間切(惣地頭)、惣役・長史、里主・御物城、泊頭取などがあった。こうした部署および役職に対して、事前に用意すべきことや、当日の役務に関する指示や注意事項などの通達がなされる。例えば「雨乞日記」に見える事項を列挙すると次の通りである。

- イ、高さ3尺・差渡(直径)3尺の大桶(御庭御飾用)の用意
- ロ、各祈願所に敷く御拝筵(ふくゐ筵・あだん葉筵)の調達
- ハ、啓建と満散に龍王堂・天尊堂へ参向する時の三司官をお供する勢頭・筑登之が乗る馬の手配→馬具も調え、卯の時限(午前5時~7時)に久慶門まで牽き連れてくる。
- ニ、お供え物の餅上白米・焼酎を御内原御火鉢之御前、御当蔵、10の嶽々、そのひ やふ嶽・国中城嶽の14カ所の祈願所へ届けておく。
- ホ、小文筆・百田紙・芭蕉紙の調達…日記および伝達用
- へ、首里城内の10の嶽々、そのひやふ御嶽、国中城御嶽のお払い、掃除
- ト、御盃一つ(酒台も)・御玉貫・巣小飯酎かい(容器)の調達

- チ、御玉貫・提子・ちゃくの調達…勤人数へのお酒ふるまい用
- リ、雨乞勤めの面々は三日前から斎戒沐浴をして備える。
- ヌ、下庫理出仕を免除する旨の通達
- ル、下庫理の当・里之子の人数不足に伴う足(代理)の補充
- ヲ、円覚寺・三平等に筑佐事と横目を、また泊・那覇・久米村には横目を詰めさせ、 諸事を委任。
- ワ、首里殿内・真壁殿内・儀輔殿内へ惣横目・中取を詰めさせ、諸事を委任。
- カ、首里・那覇・久米村・泊中へ過去に水掛けの時に不敬な言動があったことをを戒め、律義に、慎みをもって勤めさせるよう通達。

以上は、3つの「雨乞日記」から拾い上げたもので、すべての「雨乞日記」に見えるわけではない。ただ(カ)のことは、道光12年(1832)の「雨乞日記」において「先年雨乞之節」の不敬な行為を戒め、律義な挙行を訓示したものであるが、その後の咸豊10年(1860)にも同治12年(1873)にも「此以前雨乞之節者」として同じことが繰り返し述べられており、通達そのものがほとんど形式化している。

①御城(首里城)内の雨乞規式

雨乞は三日間にわたって行われるが、初日を啓健(建)、二日目を中日、最終日を満散と称した。

啓建の日には、五ツ(午前8時)頃、酒庫理は豊見城へ招請する龍王を覆う御傘を龍王 堂へ運び、神歌親雲上・同勢頭部に与える焼酎2升3合5夕も請け取っておく。小赤頭4 人は宮仕係として四ツ頭(午前10時)には出勤しておくよう伝える。

また大桶を御庭の「石ていし」(6)から4番目の瓦を敷いた浮道の中央寄りの左右に置き、水を入れておく。左右の桶の上には、三箇所をわら小縄で結んだ長さ4尺の葉付きのにか竹(苦竹、真竹のこと)を置く。また雨乞中に用いる覆輪御盃を2つ、錫台の付いた錫足御盃を4つ請け取っておく。御庭に筵を敷く。まず御拝筵として、石ていしから5番目の敷瓦の上にふくゐ筵、6番目~8番目にアダン葉筵を、それぞれ浮道より1間程離して左右に敷く。神歌親雲上と神歌勢頭部が座すところに、石ていしから11番目の左右の敷瓦の上にアダン葉筵を三つ折りにして2段敷く。黄冠以下筑登之座敷が座し、かつ大通(オトーリ)をするところの石ていしの左右にはアダン葉筵を2枚づつ敷く。

四ツ(午前10時)になると「御内原御火鉢之前」で三平等の大あむしられ達によるオタカベが始まる。「御内原御火鉢之前」とは、正殿二階の東南隅の「センミコチヤ」と呼ばれる部屋に祀られた火神である。それが終わると、今度は御拝人数が御庭に出て、御拝筵で立御拝(立ったままの拝み)を一つしてから、四つ御拝を一度、三十三拝を一度、また四つ御拝を一度、三十三拝を一度、立居の九拝を一度をなす。なお御庭での御規式の次第は下庫理の日記に委しく記されていたようである。

徐葆光『中山伝信録』(1721年刊)の記すところによれば、「およそ跪拝するときは、すべて合掌して地にひれ伏して、じっとしてから後に身を起こす(中略)女性の拝は、まず両手を左右に三たび振り、ひれ伏してぬかづく。(中略)およそ佛を拝むには、まずひれ伏してぬかづき、四たび拝して、手を九たび振り、再びぬかづいて、立ち上がる」とあるので、四ツ御拝は四度ぬかづき拝すること、九拝、三十三拝、あるいは三百三十三拝と

いうのは、両手を左右にその回数だけ振る御拝の方法と思われる (7)。いずれにしても 厳かな御拝の儀式が繰り広げられた。

三平等の大あむしられ達が御内原から出ると、御拝人数は後から続き「御当蔵」へ行く。 そこでも大あむしられ達によるオタカベが済むと、四ツ御拝に、三十三拝、立居の九拝を 行う。「御当蔵」は「寄満」と呼ばれる正殿南の調理殿のことのようであるが(8)、そこ に竈が祀られている。

同じことを城内の十御前でも行う。十御前とは首里城内にあった10.箇所の御嶽のイベ前のことで、『琉球国由来記』には、「御内原ノマモノ内ノ御嶽ウチアガリノ御イベ」「(御内原ノ) ミモノ内御嶽カワルメノ御イベ」「キャウノ内ノ前の御ミヤ首里ノ御イベ」「キャウノ内の御嶽シキヤヂシキヤダケノ御イベ」「キヤウノ内ノ御嶽ソノイタジキノ御イベ」「キヤウノ内ノ御嶽アガルイノ大御イベ」「真玉城ノ御嶽玉ノミヤノ御イベ」「寄内ノ御嶽ミヤガモリノ御イベ」「寄内ノ御嶽カミヂヤナミヤデラノ御イベ」「アカタ御ヂヤウノ御嶽アガルタケ押明森ノ御イベ」と御嶽とその神名が見える。

また城外ではあるが、諸祈願は城内の御嶽と同じ扱いとなっていた、そのひやふ御嶽と国中城(首里城東端の「上之毛」と呼ばれる丘にあった御嶽で、『琉球国由来記』には「国中城ノアマフレダケノ御イベ」と見える)でも同様なことを行う。

その後、大あむしられ達は直ちに聞得大君御殿へ参向する。御拝人数は登城し、親方部以下勢頭座までは正殿一階の「下庫理御座」に着く。黄冠以下筑登之座敷までは「石ていし」に着座。神歌親雲上4人は南表、神歌勢頭部4人は北表、左右当之座の後ろの「五はい」(9)に設けられた「一並御座」に向かい居す。

そして親方部以下着座の人数へは小赤頭の宮仕でお酒を差し上げる。後にお茶も出される。 座頭の親方へ酒がふるまわれる時分に神歌が謡われた。

それが済むと、詰所の勢頭両人が左右から「五はい」へ伺い、「石ていし」の左右に着座している黄冠以下筑登之座敷に対して錫製の足の付いた盃で大通(10)を行った。

以上の規式が済むと、親方部以下、御庭で御拝と水掛けの儀式がある。「雨乞日記」に よれば次のように書かれている。

親方部以下の御拝人数は、まず御庭に敷かれた左右の御拝筵で立御拝一つをなす。神歌人数は所定の場所に敷かれたアダン葉莚の上で、親雲上は前に並び、勢頭部は後に並び、親方部以下の御拝人数が四つ御拝を済ませると、まもなくして神歌を謡う。二人の勢頭が左右から出てきて水桶の本へ来ると、御拝人数も同じ筵の上に移動して立つ。そして勢頭二人は雨乞歌を謡い始め、御拝人数へ竹の葉で水を掛ける。また御拝人数も一斉に歌を謡う。神歌を謡っている間、雨乞歌や水掛けの儀式は絶え間なく続けられた。

②聞得大君御殿における雨乞規式

聞得大君御殿は言うまでもなく女性最高神職である聞得大君の邸宅である。雨乞の際には、首里城内の嶽々、そのひやふ嶽、国中城御嶽の後に参詣した。

御拝人数の、親方、座敷、当、勢頭、親雲上・里之子・筑登之各三人づつ合計21人が

朝衣冠で到着したこと、また三平等大あむしられ、掟佐事あむしられが聞得大君御殿へ参り、全員がそろったことを、そのつど御物大親から取次を経て国王へ報告する。

御たかべが済み、御拝人数は御庭へ出て、立御拝をして、位階にしたがって左右に着座すると、御取次親雲上の案内で、年配の親方が聞得大君御殿の祭壇の香炉の一つ「御すじ之御前」(12)で御香五本を炊き上げて本の座に戻ると、全員で四つ御拝・三十三拝・立居の九拝をする。続けて「御火鉢之御前」でも年配親方が御香五本を灯上げ、同様な御拝を行う。

やがてこゑなという歌が終わると、大あむしられ、掟あむしられ、佐事あむしられは真正面の階段を下りて御庭へ出て、首里・真壁・儀輔あむしられは西表、真壁殿内大あむしられは東表へと分かれて立つ。掟あむしられより皷一つを勢頭へ渡す。水桶の本は浮道に向けて立ててあり、左右大あむしられは水桶の水を竹の葉ですくって御拝人数へ三篇かけて退く。すると勢頭の一人が御中門前の浮道に立って、皷を打ち拍子を取る。勢頭が一人づつ左右の水桶の本に来て、御拝人数へ水をかけなから雨乞歌の根取(音頭)をとると、全員これを繰り返して雨乞歌を三度謡う。

ところで、伊波普猷は『古琉球の政治』の中で、現在所在がわからなくなっている「聞得大君御殿之御願公事帳」の内容の紹介している。まず三平等の大あむしられが唱えるオタカベは次のようなものであった。

此年や雨難さ水難さあやべとて、五穀ぼさつ作り難さあやべとて、今日のよかるひよい撰らで、百浦添按司そい王にしい前の御ねがひ美よんによけらしめしやいぺん。天 ぢ御通しめしやうち、あまんこうおたぼいめしやうち、五穀ぼさつよからしめしやう ち、おたぼいめしやうれ。み神おすじおしゃげめしやうち、王にしい前おしやがいめ しやうち、民百姓しぢやとうたとしいぢきしやうち、国のみおやだりがらめきゆるこ とだやべるぢいちや。

またオタカベの後の規式について伊波は次のように記している。

このオタカベが済むと、首里の大あむしられが、そなへてある御水竹の葉で、閉得大君に三度水をかける。三平等の大あむしられ、掟作事あむ等は、真向ふ六尺のところに坐を占めてゐる。真向ふにゐる掟あむは太鼓を打って、コエナという歌をうたふ。そして残った水を大あむしられ、掟・作事あむしられへ三度かける。コエナがすんで国王が退場された後で、一人の勢頭は中門の前の浮道(煉瓦を敷いた道)に立って太鼓を打つ。他の一人の勢頭が水桶のところにやって来て、参列してゐる官民に水をかけながら、雨乞の音頭を取ると、会集一同が三度くりかへして之を歌ふ。その歌はかうだ。

- 一、龍王がなし雨たばうれ 雨降て五穀やしなやうれ 雨たばうれ 龍王がなし
- 一、龍王がなし雨たばうれ 雨降てぼさつやしなやうれ かみしも揃て 願やべらこの伊波の説明文による限り、「御すじ之御前」「御火鉢之御前」の儀式には国王が同席していたこと、またその儀式の場では、聞得大君をはじめ大あむしられ、掟・作事あむしられにも三度水をかけており、「雨乞日記」の記事とは異なっている。『球陽』巻7の尚貞王5年(康熙12,1673)条によれば、知念・玉城・久高への行幸が廃止されるとともに、聞得大君御殿および首里殿内への行幸も廃止されているので、伊波が参照した「聞得大君御殿之御願公事帳」は1673年以前のものだったのかも知れない。

なお同書には「聞得大君御殿之御願公事帳」の中の「雨乞御願の御庭御飾の図」も収められていて、それには御庭における祭壇、水を入れた大桶二つと竹の葉、親方以下御拝人数の着座位置が描かれている。

③三平等殿内における雨乞規式

雨乞当日は、聞得大君御殿での御規式が済むと、御拝人数は親方部先頭に7人づつに分かれて、首里殿内、儀保殿内、真壁殿内にそれぞれ参向し、各あむしられがオタカベをした後、四ツ御拝、三十三拝、立居の九拝を行う。

首里は「首里三平等」と称する、南風の平等(桃原・大中・当蔵・鳥小堀・赤田・崎山)、西の平等(汀志良次・赤平・上儀保・下儀保・久場川)、真和志の平等(真和志・町端・山川・大鈍川・与那覇堂・立岸・金城・内金城・寒水川)の区域からなり、それぞれの地域の祭祀を掌る女性神職として「首里の大あむしられ」「儀保の大あむしられ」「真壁の大あむしられ」が一人づついて、「三平等の大あむられ」と総称されていた。その邸宅が首里殿内、儀保殿内、真壁殿内である。

王府雨乞の際には、啓健・中日・満散ごとに三平等の各村を割り当てられた。同治12年「雨乞日記」によれば次のようになっていた。

殿内	啓 健	中日	満散
首里	赤田・当蔵	鳥小堀・大中	崎山・桃原
儀輔	汀志良次	赤平・久場川	上儀保・下儀保
真壁	山川・大鈍川・与那覇堂	真和志・町端・ 立岸	寒水川・金城・内金城

また三平等の各村では、当初、百姓一家内から一人づつを雨乞勤め人として出していたが、道光12年の雨乞の時、村の年長者から男女21人を選び、男は色衣装に冠、女は装束を着て勤めさせることになった(咸豊10年「雨乞日記」)。勤め人は村の地頭の監督の下、それぞれの殿内へ行き、大桶二つに水を汲み入れておくなどの作業をした。

④龍王堂・天尊堂における雨乞規式

龍王堂は当初、那覇港口の中見城(中三重城)に建てられていた。「唐栄旧記」(『琉球国由来記』巻9)は、龍王堂がいつ創建されたかは不明としながらも、龍王が風雨の神として航海の際に祀られていることから、同じ航海の守護神である天妃廟と同じ頃に建てられたであろうと推測している。しかしその後、中見城から久米村の上天妃廟の境内に移転された。「那覇由来記」(『琉球国由来記』巻8)によれば、龍王は雨を司る神であり、最近は旱魃が多いので、破損している中三重城にある龍王堂を修理して雨を祈るべきであるとの訴えがあり、この場所は人里離れていて堂を維持管理に問題があるとして、上の天妃廟内に移したという。その時期については触れていないが、「琉球国創建天尊廟天后宮竜王殿関帝祠総記」(『金石文』50頁、沖縄県教育委員会、昭和60年)によれば、崇禎(1628~1644)初年の頃のようである。なおこの「総記」には龍王堂を「五方竜神之殿」と称したことも見える。

天尊とは、本来、道教の最上位に位置する神々に対する尊号であるが、琉球における天尊は雷を司る「九天応元雷声普化天尊」のこととされる(13)(窪徳忠『増補新訂 沖縄

の習俗と信仰』 179 頁、第一書房、1997年)。「唐栄旧記」は「天尊者、護国庇民天神也」と説明しているが、これは清朝において雷神が「護国佑民」の神として信仰されていたためであろう(14)。「唐栄旧記」はまた、この神を祀るのは「中華の人」だけであることから、永楽年間($1403\sim1424$)に琉球国に移住した閩人三十六姓が建てたものであろうとの考えも述べている。なお天尊堂の場所は、「唐栄旧記」には久米村の西の門の外とあるが、『中山伝信録』巻四にはより具体的に護国寺の下と見える。

龍王堂・天尊堂で王府雨乞が行われるようになったのは恐らく天妃廟内に移されて以後のことであろう。『阿姓家譜』の康熙35年(1696)2月に「炎旱酷患_二稼稿_一、因為_レ等。為_法司名代_詣_二天尊堂龍王堂_一也。時中途如_二法司列_一也」と見えるのが最も早い例である。さて道光12年の「雨乞日記」には、龍王堂・天尊堂における雨乞規式が見える。

啓健の日には、すでに前日に下庫理から通達されていた三司官・御双紙庫理・座敷・当・ 勢頭・里之子・筑登之一人づつの都合7人の雨乞勤め人数は、朝衣に冠(里之子・筑登之 は朝衣のみ)の装束で五ツ時分(午前8時頃)には上の天后宮へ到着し待機する。

那覇・久米村の勤め人も同所へ集合する。三司官は那覇・久米村役人から提出された「暇 乞人数書」に目を通した後、龍王堂・天尊堂において雨乞物籠を仰せつかった人数に読経 を始めさせる。

「唐栄旧記」には、「祷雨之時、于₋天尊・龍王二廟₋、大夫乙員・都通事二員・黄冠通事二員・通事乙員・秀才乙員、毎廟七人焼_レ香、誦₋太上玉樞宝経・大上洞淵説請雨龍王三品経₋」とある。物籠人数は『球陽』や「雨乞日記」では、久米村の大夫を筆頭に7人であることしか知りえないが、これにより、大夫以外のメンバーが都通事2人・黄冠通事2人・通事1人・秀才1人であったことがわかる。また読誦した経典が太上玉樞宝経と大上洞淵説請雨龍王三品経であったことも明らかとなる。「太上玉樞宝経」は道教経典の『九天応元雷声普化天尊玉樞宝経』、「大上洞淵説請雨龍王三品経」は『太上洞淵説請雨龍王三品経』のことと指摘されている(15)。

物籠人数の読経が済むと、長史(久米村役人)から御拝座に着座するよう案内があり、 全員龍王堂に出向き、三司官は手水を遣り、真正面の龍王の前で立御拝してから着座。諸 官が堂内から庭へ順々に着座したところで、当・秀才(久米村役人)が捧げ持ってきた御 香と御酒を、三司官はこれを頭上に捧げて、彼等に渡し、各々龍王の前に供えしめ、諸官 一同は五つ拝みを行う。親雲上一人出てきて、龍王に対して疏文を読み上げる。

それが済むと、三司官をはじめ御拝人数は、立ったまま三百三十三拝・立居の九拝をなす(なお、それぞれの御拝の時、当・秀才が竹の葉で御拝人数に水を三回かける)。三司官が正面の庭に向いたところで、当と秀才が紙炉を正面に直して打紙を焼き上げ、疏文を捧げ持参するので、三司官はこれを受け取り、直ちに焚き上げる。また龍王堂に供えた御酒は、当が一つの盞(さかづき)に混ぜて捧げ持ってきて、これまた三司官が打紙を焼いて祭り、全員で五つ御拝を行う。三司官が東表に着座したところで、龍王堂内に着座している人たちにお酒を振る舞い、お供えのお菓子をご馳走する。

この後、那覇・久米村の役人各1人と勤め人数は、親方部を先頭に龍王を久米村の爬龍 舟に乗せて豊見城へ行くグループと、三司官を先頭に天尊堂へ行くグループとに分かれる が、龍王を豊見城へ請じる御規式も済ませた後、三司官のグループは天尊堂へ行き、龍王 堂と同じ御規式を行う。すべてが済んだところで、八ツ時分(午後2時頃)には登城し、 下庫理当の取次で、事の一部始終を王へ報告する。

中日は、三司官の下向はなく長史が登城し雨乞勤めの一部始終を言上することになっている。

満散の日も、啓健と同じく龍王堂・天尊堂へ参向するが、龍王を豊見城へ請う規式や疏 文を読み上げ、それを焚き上げる勤めはない。

④豊見城における雨乞規式

豊見城での雨乞については『琉球国由来記』巻12の豊見城間切の箇所に詳細な記事があり、初日、龍王殿から豊見城へ向かったグループのその後の動向がわかる。

まず那覇の役人(那覇里主か御物城かのどちらか)・久米村の役人(久米村長史)各1人は、 久米村爬龍舟に乗せられた龍王(16)を豊見城の城内の真正面に安置する(17)。そして その前に香炉一つ、酒台・菓子盆それぞれ一通を飾り立て、公費によって用意された御甕 酒10ばがす、御花米9合、線香30本をお供えする。久米村役は豊見瀬嶽・ホバナ嶽・ ヒララス嶽でも御焼香し、那覇・久米村の役人、豊見城間切の両惣地頭・間切の有位者・ サバクリが朝衣冠の装束で御拝を行う。また両惣地頭が持参した食籠をご馳走した後、龍 王に水を上げ、巫全員で雨乞にあたったとある。

ところで、何故、龍王を久米村爬龍舟に乗せて豊見城に請うようになったか、『琉球国 由来記』が成立する1713年頃にはすでにわからなくなっていた。手がかりは那覇ハー リーにおける豊見城上りの神事であろう。

『琉球国由来記』の同じ豊見城間切の箇所には、毎年5月4日には、那覇・久米村・泊の爬龍舟が豊見城へ参り、その時、按司は豊見瀬嶽の御イベの御前に線香・花米・五水を供え、巫がオタカベをなし、爬龍舟人数もツヤという所から豊見瀬嶽へ向かって御拝をなし、按司より食籠・焼酎がふるまわれたことが見える。この豊見城上りの神事に注目し、那覇ハーリーの起源が豊見城の漫湖周辺の住民が行っていた海神祭にあることを説いたのは渡口真清であるが(18)、比嘉実はこれを受けて、豊見城の城内の嶽々で雨乞祈願が行われるのは、那覇が形成される以前、漫湖周辺の人々が行ってきたことの名残りではないか、すなわち雨乞の時、マレビト(神)を招来する船漕ぎの神事があったが、それが雨を司る中華伝来の龍王に取ってかわられたと推察している(19)。

龍王が三日間、雨壇に置かれてあったかどうかは不明だが、恐らく龍王に対する規式は初日のみで、中日には、親方部以下は再び龍王を久米村爬龍舟に乗せて帰還し、龍王堂へ再び安置したものと想像される。

二日目には村々嶽々でも雨乞が行われ、満散の日(最終日)には、豊見城間切の巫・掟 アム・位衆・サバクリが集まって珠数大アスメ(珠数浜にある古より神と崇められてきた石) の前でオタカベをなし、その後、鍋で潮水を汲んで大アスメにかけ、その鍋を保栄茂ノロ が頂上に載せて七回廻って雨乞をする。一見奇妙な習俗のようであるが、『久米仲里旧記』 所収の、大雨乞う時に儀間浜とああらはまで謡われる「くいにや(クェーナ)」には、

新崎の大ころう

新崎の大男(村長)が

まころくか

まころく(大ころうの対語)が

みななへは浮て

空鍋を浮けて

ゆなへは浮て

斎鍋を浮けて

五めくりめくて

五廻り廻って

七めくりめくて

七廻り廻って

雨降らちへたまふれ

雨を降らして下さい

いぶ降らちへたまふれ いぶ (雨の同義語)を降らして下さい

と、鍋を浮かべて五廻り、七廻りすることが謡われている。また比屋定村志村の大親家お へい并満瀬堂泊で唱えるオタカベには、大ごろう(ここでの対語はあがころう)が「すす なべ (煤鍋) かめて (戴いて)、かななべ (金鍋) かめて」とあり、類似の習俗は他の地 域でも想定されるが、珠数ノ大アスメ信仰は豊見城独自のものであろう。

『琉球国由来記』には珠数大アスメに対して述べるオタカべも記されている。

珠数ノ大アスメ 天ノ大テダ 龍宮ノ神 アイチナリ メショワチヘ 雨フラチへ 御タボイショワチへ 諸人万民 養シナワチへ 御タボイメショワレ

ここでの「龍宮ノ神」は龍神ではなく、琉球の固有神ニライカナイの神で、この珠数ノ 大アスメへの祈願は、豊見城では間切として行われてきた伝統的な雨乞儀礼であろう。

ところで、王府雨乞の時は諸間切においても雨乞を行うよう通達している。各間切では それぞれ地域的な特性を生かした儀礼が行われていたであろう。その中で豊見城間切のみ は、王府主導の龍王招請しての雨乞が重層的に行われていたことになる。

⑤寺社における雨乞

臨済宗寺院の円覚寺では大般若経を読誦する。大般若経は鎮護国家、除災招福のための 経典で、祈雨のための転読例としては平安時代まで遡る(20)。日本本土でも雨乞におい て大般若経を転読した例がある(21)。

真言宗の護国寺における雨乞では、恐らく祈雨の真言が唱えられたであろうが、それが どういうものであったのかはわからない。

なお『球陽』や「雨乞日記」には、王府雨乞の時に「泊并祝部・諸間切」でも雨乞を行 うことが見える。泊村や間切と並列して神職の祝部が書かれているのはやや不自然である が、ここでは祝部による琉球の七社における雨乞祈願とみておく。『琉球神道記』(1608 年刊)には、波上宮・沖宮・天久宮・末吉宮・識名宮・普天間宮・安里八幡宮の七社があっ た(後に金武宮を加えて琉球八社と称される)。七社の中で最も上位に位置していたのが 波上宮で、大夫1人・内侍1人・権祝部2人・宮童1人の神職が置かれ、他の六社には祝 部・内侍・宮童がそれぞれ一人づつ置かれていた。

祝部が雨乞祈念にも関わったことが知られるのは、『新参利姓家譜』一世智安(22)の 次の箇所である。

乾隆二十六年辛巳正月十五日、祈雨時、因-波上山大夫康氏山里親雲上権名...、求-願 書儀伏等之式_、智安、尽照伝_受之法_、教_之諸祝部_、皆従_其法_而行焉。

乾隆26年(1761)に雨乞が行われたことは、法政大学沖縄文化研究所所蔵『琉球 史料』から知られる。その巻之66「風俗」神事巫祝の項には、

同(神)第8号 宝暦辛巳十一年 清乾隆二十六年正月 同(久米村例寄帳)二集第七

一 雨乞日撰定及ヒ規式手続之件

とあり、以下、第9号「雨乞二付龍王天尊物籠読経之者斎戒之件」、第10号「雨乞規式

及ヒ硫文並雨乞之歌等之件」、第11号「雨乞結願規式及ヒ祝文一件」と、文書の表題が 見える。『新参利姓家譜』によれば、その時、智安が波上宮の元大夫の山里親雲上権名か ら伝授された法を諸祝部に教え、祝部はそれに従って規式を行ったとある。ちなみに智安 は当時識名祝部であったが、翌乾隆27年に大夫に叙せられている。

以上が通常の雨乞の内容である。但し三日間の雨乞を終わっても、雨が降らない場合は、 禅家・聖家・社家が願い出て三日間の祈念を行うことになっていた。禅家は臨済宗(僧侶)、 聖家は真言宗(僧侶)のことである。また社家は神職を出す家柄のことであるが、史料に よって確認される琉球の社家は、康姓・新参利姓・双姓・密姓・項姓・欒姓・葭姓・達姓 などである(23)。

道光12年の「雨乞日記」によれば、8月6~8日の雨乞にもかかわらず、雨が降らなかったため、13日に次のような通達を出している。

此間雨乞被仰付候得共、雨降不申候付、明後十五日より十七日迄禅家・聖家又者社家中自分二而雨乞御祈念仕度旨各書付を以願出候付、願之通被仰付被下度旨、御書院当 足喜納親雲上御取次達

上聞相済候事

禅家・聖家・社家では8月15~17日まで、自ら雨乞祈念をしたい旨を文書で申し出て、評定所では願いの通り実施したい旨を、御書院当のお取次をもって国王に伝え、認可を得た上で実施せしめている。

その結果、翌日から雨が降り出したとある。

咸豊5年にも同様なことが行われている。『球陽』巻22には、

此の年正月下旬以来、旱魃災を為し、雨沢降らず。四月初三日より以て初五日に至る まで、霊に照らして雨を祈る。

とあるが、『評定所文書』所収「年中各月日記」の「四月中日記」には、「雨乞之事」として次のような付記が見える(9巻506頁)。

早二付此間雨乞被仰付候得共、雨降不申候付、今日より来ル十七日迄、禅家・聖家・ 社家中自分ニ而雨乞御祈念支度旨願出、其通言上相済候処、雨降候付、右雨乞被召留 候。委細別冊ニ相見得候事

これによれば、禅家・聖家・社家からの申し出があり、王への言上も済んでいたが、食 前になって雨が降り、このときは中止になったようである。

なお「聞得大君御殿之御願公事帳」(伊波普猷『古琉球の政治』)、「久米村雨乞御双紙」(道 光12年「雨乞日記」)、「久米村雨乞日記」(同治2年および同治12年の「雨乞御結願日 記」)、「那覇筆者方日記」(「福地家日記」)の存在は知られていたが、道光12年「雨乞日 記」によれば、「御庭御規式之次第」は下庫理の日記に、「円覚寺・護国寺・社家中より勤 之次第」は寺社座の日記に、「聞得大君御殿、三平等、那覇・泊・久米村勤之次第」はそ れぞれの日記に委しいことが見えるとある。したがって関係部署では評定所からの通達を 受け、実際に対応したことを記した日記が作成されていたようで、それには自らの部署が 関わる準備段階から雨乞期間中の詳細な事柄が記されていたであろうが、残念ながらいず れの文書も残っていない。

二 大旱時の雨乞

雨乞の効験がない時は、2度、3度雨乞が繰り返された。しかし数度の雨乞にもかかわらず降雨がない場合、まさしく大旱魃の時は、国王行幸による雨乞と幽魂鎮めの埋骨が行われた。

(1) 行幸雨乞

①弁之御嶽・雨乞之嶽における雨乞規式

弁之嶽は鳥小堀村(鳥堀町)にある。嘉靖22年(1543)の「国王頌徳碑」(『金石文』236頁)に、「御たかへ(崇べ)しよわるもり(森)あり。たいり(内裏)よりひかし(東)にあた(当)りて、へんのたけ(弁の嶽)といふ。これハ、きこゑ大きみ(聞得大君)・きミ(君)々・かミ(神)・ほとけ(仏)の御あそひ(遊び)めしよわるところ(所)」とあるので、1543年以前から存在しているが、1713年成立の『琉球国由来記』巻五には冕大嶽と小嶽ノ御イベ、それに斎場御嶽望御祭所の三ヶ所の拝殿が記されている。そして小嶽ノ御イベの箇所には「旱之時、為」等。聖上、有二行幸」也。及二大旱」之時等二、知念・玉城行幸ノ時、三日前、御参詣有」之也」とあり、雨乞の時、国王が行幸し、雨乞のため知念・玉城へ行幸する時も、三日前にここを参詣することになっていた。

雨乞之嶽は崎山村にある。同じく『琉球国由来記』巻5に「此嶽、大旱之時、為レ雩。聖上、有-行幸-也」と、雨乞の時、ここに国王が行幸することが書かれている。

『球陽』巻21の尚育王6年(道光20,1840)条には、この年は旱魃がひどく、雨が降らないため、2月15日~17日の間、弁嶽・雩嶽に官を派遣して代祷、園比屋武嶽に於ける祝女の念呪および親方をはじめ官僚七人の拝謁、訖りて竜潭に到り竜舟に坐駕して祷雨せしめ、その他の御嶽は各々祈祷するよう告げたとある。

この時の雨乞における下庫理の「雨乞御代参公事」が「雨乞日記」の一つとして尚家文書に残されているので、それによって当時の雨乞の様子を見ておこう。

御名代が五ツ時(午前8時)に弁之嶽の拝殿に到着すると、大嶽・小嶽・さやは表(『球陽』 に見える「斎場御嶽望御祭所」)で三平等大あむしられ等がオタカベをする。それが済む と御名代をはじめ召付きの親方が三カ所の拝所で四ツ御拝・三十三拝・立居の九拝を行う。 三平等大あむしられ等によるオタカベから名代が御拝をしている間、神歌が謡われる。

弁之嶽での規式が終わると、次は雨乞之嶽へ向かうが、そのコースは王城南東の継世門 (赤田御門) 前から崎山御嶽前を通る道である。

雨乞之嶽での規式は弁之嶽より荘厳で、王子衆・按司衆・三司官・三司官座敷・親方部・ 御物奉行・申口・申口座・吟味役・座敷当・当座以下筑登之座敷が総出で迎え、弁之嶽か ら御名代が到着するとまず一礼をなし、お桟敷に着くと、また一礼をして各自座に着く。

「雨乞御代参公事」に見える図によれば、御桟敷は雨乞之嶽の裏手にあたる東方に設営されており、そこから雨乞之嶽の前庭に敷かれた御拝筵へ移動し、次のような規式が行われた。

まず三平等大あむしられ達のオタカベをなす。その後、御名代をはじめ全員が御拝を行う (御拝の次第は弁之嶽と同じ)。それが済むと、大あむしられ達が丹後 (大桶) の水を 竹の葉で掛け上げる。オタカベが始まって水かけまでの間、神歌が謡われる。

以上のことが済むと、御名代以下吟味役まで再び御桟敷へ戻り、そこでお酒・お茶を振る舞われる。

雨乞之嶽での規式が滞りなく終わり、御名代がお帰りの際には、王子衆以下が最前の通りまでお見送りをし、御城・聞得大君御殿・そのひやふ嶽の勤め人以外は解散となる。御名代は継世門より入り美福門を通って下庫理の取次によって国王に首尾を報告した。

いうまでもなく弁之嶽と雨乞之嶽での雨乞は啓建の日のみで、恐らく午前中で規式は終 了したと見られる。

ここで注意しておきたのは、『琉球国由来記』では弁之嶽と雨乞之嶽での雨乞には国王が行幸することになっていたが、この時期には国王自ら雨乞に参加することはせず名代によって執り行われていることである。しかしこのことから直ちに国王の行幸がなくなったと即断することはできない。『球陽』巻22の尚泰王10年(咸豊7,1857)条には、3月の雨乞と6月の結願に国王が雨乞嶽並びに弁嶽に参詣しているからである。ちなみにその年の6月にはこの時の雨乞に対する報祭すなわち結願が行われているが、それにも国王は親しく参詣している。

したがって道光20年の名代の派遣は、国王によほどの事情があったためと見るべきであろう。

さて御名代をお見送りした後、親方部を筆頭に三七人(21人)は御城へ、三七人(21人)は聞得大君御殿へ、7人はそのひやふ御嶽へ向かう。そして首里城内、国中城御嶽、聞得大君御殿、首里殿内・真壁殿内・儀輔殿内、龍王堂・天尊堂でも雨乞儀礼が行われているが、その御規式は通常の雨乞のものとほとんど同様である。

但し、そのひやふ嶽では、拝健・中日には朝と晩の二度、満散には朝一度のみ、三平等 のあむしられ達がオタカベをする。その後、親方部を筆頭に7人は四ツ御拝・三十三拝・ 立居の九拝を行う。

弁之嶽・雨乞之嶽へ行幸する時の雨乞では、啓建と中日の晩に魚小堀(龍潭)で爬龍舟 漕ぎの儀礼があるが、少なくとも、そのひやふ嶽の御拝人数はその龍舟に乗ることになっ ていた。

ところで龍潭での爬龍舟漕ぎは、冊封使来琉時の9月9日の重陽節に行われたため、冊封使録にそのことが記されている。すなわち龍舟は三隻(那覇・久米村・泊)で、長さは三丈余、船首と船尾はほぼ龍の形になっていたという。また一隻の龍舟の漕ぎ手は28人で、舟の前後に五色の長旗を持つ童子、中央には太鼓を打つ童子、船首には銅鑼打ちの小童がそれぞれ乗っていて、銅鑼・太鼓のリズムに合わせて「龍舟太平歌」を斉唱したという。同治五年「冠船之時御座構之図」(沖縄県立博物館蔵)や徐葆光『中山伝信録』巻第二には、その時の様子を描いた図が見える。

雨乞の時の舟漕ぎもこれと似た光景をイメージしてよいであろう。ただし斉唱する歌は「雨乞歌」である。なお龍潭で船漕ぎが行われている時分、下庫理や首里城の御庭では神歌が謡われた。

②知念・玉城における雨乞規式

『球陽』巻八の尚貞二十八年(康熙三十五、一六九六)条には、春の3ヶ月もの間、旱魃で田野は乾涸し、しばしば雨乞を行っているが、その効験が現れないので、国王は知念・玉城に行幸し雨を祈ったとある。知念・玉城に実際に行幸したことが知られる記事はこれが唯一であるが、『女官御双紙』には知念・玉城への雨乞行幸の規式が見える。

それによると、まず行幸の三日前に国王は冕の嶽へ参詣する。大台所から持参した御祝物をお供えした上で、オタカベをしておくよう申し伝えておく。そして国王が大嶽拝殿へ着くと、三平等あむしられは御イベの前で香を上げ、国王は拝殿の前で御拝をなし、下のおさすかへ着座する。その後、小嶽の御いべの前でも御拝し、帰城する。

知念・玉城へ出発する日は、赤田待口を経て与那原村の仮屋へ着き、それから「知念さやはの御嶽」(斎場御嶽) へ行く。このコースは聞得大君の御新下れと同じである。「さやはの御嶽」では知念大のろくもいがオタカべをし、国王は御拝をなす。御五水(神前に供えるお酒)は首里の大あむしられが上げる。その後、知念城内の「あさな御嶽」へ行幸し御拝する。この日は知念城の御殿で宿泊となる。そこでは召付き一行へ振る舞いがなされるが、その間、知念のろくもいによるクェーナが謡い躍られる、

翌日、玉城の「雨辻」へ行幸し、同様の御規式を行い、御城へ還御する。

ただ『琉球国由来記』によれば、国王の行幸先は、知念間切の場合「城内友利之嶽」(知念村)・「サイハノ嶽」(久手堅村)・「大川」となっている。城内の「あさな御嶽」と「友利之嶽」の違いや、「大川」での規式の有無が異なっている。また玉城間切の場合は「雨粒天次」(玉城村)・「玉城巫火神」・「アイハンタ嶽」(百名村)となっている。『女官御双紙』の「天辻」は「雨粒天次」と見て間違いないが、「玉城巫火神」と「アイハンタ嶽」が見えない点が異なっている。

(2) 屍骨の収拾と埋骨

国王の行幸によってもなお効験がない場合の究極の雨乞として、野ざらしになっている 骨を拾い集め土中に埋める。

『球陽』巻八の尚貞王二十八年 (康熙三十五、一六九六) 条によれば、国王の雨乞行幸 にもかかわらず、終に雨は降らず、

是れに由りて、王、仁慈を発して屍民に恩沢し、竟に首里・泊・久米村・那覇・諸郡 邑等の処をして、人の屍骨の山野に投棄し日に晒し雨に湿る者を将て皆之を地中に収埋せ しむ。

と、山野に放置されている屍骨を収拾し埋土したら、「則ち数日を閲せずして雲四野に起り、 油然として大いに雨ふる」とある。

また『球陽』巻21の尚育王6年(道光20,1840)条には、前年の9月18日~20日、10月18日~20日、さらに当年1月9日~11日の3度にわたる雨乞でも雨が降らず、散骨を収拾して土中に埋めさせたことが見える。

さらに『球陽』巻22の尚泰10年(咸豊7年、1857)条にも、尚泰九年十二月二十日から二十二日まで雨乞が行われ、翌十年二月二十九日から三月一日まで再び雨乞が行われたが、その効験を見ないとして、国王自ら雨乞嶽と弁嶽に参詣して雨を祷り、さらに竜潭に竜舟の競争を行わしめている。さらに檄および付近の諸島に発し、山藪を巡察して暴骨を拾い集め埋葬して魂を供養し、墓が壊れ屍骨が露出したまま放置されている墓で修理すべき子孫が絶えていないいものは修葺を加えて幽魂を鎮めたとある。その結果、大いに雨が降ったとある。

フレイザーの報告によれば、中国では屍体が未葬のまま放置されると、その霊魂は雨に 晒されないように全力尽くすため、それが功を奏して旱魃を引き起こす場合があると信じ られており、それで霊魂の祟りを除いて雨を降らせるために未葬の遺骨を葬ってあげる慣習があるという(24)。

琉球でも旱魃が野ざらしとなっている屍骨の霊魂のしわざだと信じ、「王、仁慈を発して 屍民に恩沢し」、その祟りを鎮めることで雨を降らせようとしたのである。

三 雨乞と歌謡

(1) 神歌

『琉球国由来記』巻二の「御唄」の箇所には、主取1員、親雲上6員、勢頭部6員と官人の員数と、次のような記事が見える。

韶下(中略)雨乞之時、御座且御庭、同雨乞、知念斎場・玉城雨粒・雨乞之御嶽・弁
之嶽行幸之時、御唄」也。

これによれば、雨乞の時に御座と御庭で謡われる御唄と、雨乞のため知念斎場・玉城雨 粒・雨乞之御嶽・弁之嶽行幸の時の御唄があったことがわかる。なお「雨乞日記」には神 歌と雨乞歌は区別されており、神歌親雲上、神歌勢頭部が神歌を謡っていることから、こ こでいう御唄とは神歌のことであることがわかる。

『琉球国由来記』にはもう一箇所、御唄に関する記事が見える。巻4の礼楽門の「御唄」 の項である。

御唄神歌

当国、御唄者、神代之歌也。言葉少、情尽たり。謡_長詠_也。於_王朝_奏」之。知念・玉城行幸之時、路次謡也。詳御唄御双紙見タリ。[舞ハ、コネリト云。遊、鼓ヲ打也] ここでは御唄を明確に神歌とした上で、知念・玉城行幸の時に謡われる路次歌であると書かれている。知念・玉城への行幸は、かつて4月の稲のミシキョマにも行われていたが、1673年、羽地朝秀の時代に廃止されているので(『羽地仕置』)、1713年に編集された『琉球国由来記』に見える知念・玉城への行幸は、雨乞に限定される。したがってこれは巻2に、「同雨乞」として「知念斎場・玉城雨粒・雨乞之御嶽・弁之嶽行幸之時」とあることと同じ説明ということになる。

それではこの御唄(神歌)はどういうものであったか。一般に琉球の神歌といえばオモロのことである。ところが「おもろさうし」には雨乞に関するものがほとんど収められていない。明確に題名から雨乞オモロと断定できるのは、巻22-1546番の次の「雨乞の時のおもろ」が唯一である(日本思想大系『おもろさうし』角川書店、1972年)。

- 一 やとりこしらいや めす川の 真清水 乞ゑが おわち
- 又 杜のこしらいや
- 又 みるや轟るきや
- 又 かなや轟るきや
- 又 按司 栄す 鳴り清ら 降るち
- 又 主 栄す なよす 捧げて

また、長雨を止めるために詠まれた巻1-19番(巻3-50)の次のオモロも、本来は雨乞のオモロであったと指摘されている(25)。

- 開得大君ぎや今日 降らす 雨や京の 内宮に金 降り満ちへて
- 又 鳴響む精高子が
- 又 今日の良かる日に
- 又 今日のきよかる日に

この二種の雨乞オモロが、雨乞の時「御座且御庭」で謡われていた可能性もある。

- 一方、『琉球国由来記』巻22の「知念久高行幸之御時おもろ」の一連のオモロの中に「玉城天頂にて」というオモロがある。
 - 一 天頂は 雨たもす 濡らね天頂は あいつまは いきやかせ

又 天頂は くれたもす 濡らね

玉城天頂が『女官御双紙』に見える「雨辻」、『琉球国由来記』にみえる「雨粒天次」であることは疑う余地はなく、また詞章が祈雨にふさわしい内容であることなどから、もともと玉城アマツヅ御嶽で雨乞の時に謡われていたオモロであったものが、知念久高行幸の時のオモロにも転用された可能性が高い。

弁之嶽、雨乞之御嶽、知念斎場御嶽についてもそれぞれこのような独自の雨乞オモロが あったのであろうか。

しかしながら聞得大君御殿ではオモロではなく、「こゑな」が謡われたことが同治12年の「雨乞日記」によって知られる。伊波普猷『古琉球の政治』にも「コエナという歌をうたふ」と見えるので、「聞得大君御殿之御願公事帳」にもあったことは間違いない。

コエナはいわゆるクェーナで、今日の南島歌謡研究によれば叙事的歌謡のジャンルに含まれるが、当時としてはクェーナも神歌と意識されていたことは十分想定できよう。

久米島には雨乞のクェーナが多く伝えられているが(『久米仲里旧記』)、王府雨乞で謡われた神歌としてのクェーナそのものは全く残っていない。「雨乞日記」や『女官御双紙』等、王府雨乞に関する史料にはオタカベや雨乞歌に比べて不思議と神歌の詞章は見えないのである。ただ『久米仲里旧記』には同じ拝所の雨乞のオタカベとクェーナの双方が見え、両者の比較によってオタカベとクェーナの関係がわかる。外間守善は、オタカベとクェーナの内容はほとんど同じで、呪詞としてのオタカベから叙事歌謡への発展が見られると指摘している(26)。

したがって、伊波が『古琉球の政治』の中で紹介している聞得大君御殿におけるオタカ べを叙事詩的にしたのが雨乞の時謡われるクェーナ(神歌)だと連想する他はない。

(2) 雨乞歌

「雨乞日記」によれば、神歌と雨乞歌は明確に区別されている。雨乞歌は首里城および 聞得大君御殿の御庭で、御拝人数への水かけの場面で謡われたが、同治12年の「雨乞日 記」には、次のような雨乞歌を載せている。

- 一龍王かなし雨たはふれ 雨降て五穀やしなやうれ 雨たはふれ龍王がなし
- 一龍王かなし雨たはふれ 雨降てふさつやしなやうれ かみしも揃とて願やへむ

ちなみに、龍王は中国の風雨の神である龍神のことで、福建地方では旱魃の時に龍神に 祈願する習俗があり(27)、それが沖縄にも伝えられたものである。龍神が龍王になった のは仏教の影響であろう。「ふさつ」は菩薩で、ここにも仏教の用語が見える。「龍王がなし」 の「がなし」は、琉球国王を「しより天がなし」と呼ぶのと同じ接尾愛称語である。降雨 の神が龍王であるとの考えは地方へも伝播し、各地の雨乞歌にも見える。

四 雨乞結願

神仏に対して立願があり、それが成就すると願解きが行われる。いわゆる結願であるが、 『球陽』の記事には「祷雨の願を還す」とか「祷雨の報祭を行う」などとある。

『琉球史料』巻66「風俗」には、乾隆26年(1761)のこととして、「雨乞日議定及ヒ規式手続之件」「雨乞二付龍王天尊物籠読経之者斎戒之件」「雨乞規式及ヒ疏文文並雨乞之歌等之件」と並んで「雨乞結願規式及ヒ祝文一件」が見える。

尚家文書には、同治2年(1863)と同12年(1873)の「雨乞御結願日記」が存在するので、それによって雨乞規式について見てみよう。

実施に至る手続きは雨乞祈願の時とほぼ同じであるが、通書役から三司官へ届けられた 日選書を国王の元へ参上し裁決を仰ぐことはせず、三司官が決定し国王に言上した後、関 係部署へ通達する。但し結願の時には豊見城間切両惣地頭は含まれない。

結願の規式は、雨乞の時時と同じく御内原御火鉢之前、城内10御嶽・そのひやふ嶽・国中城、聞得大君御殿、三平等御殿、円覚寺・護国寺、龍王堂・天尊堂で行われ、一日で終了する。

龍王堂における御規式について、「雨乞日記」には次のように記されている。

三司官以下7人の御拝人数は朝衣冠の装束で四ツ(午前10時)頃に龍王堂に到着すると、久米村長史からまずお供え物を奉るよう案内がある。そして三司官は手水を遣り御拝座へ着く。御香とお酒を頭上に上げた後、龍王堂の当へ渡し、龍王の前へ供えさせ、五ツ御拝をする。祝文を読み上げ、それが済むと立居の九拝をし、ウチカビと祝文を紙炉内で焚きあげる。また龍王へ捧げたお酒を炉内に納めて、五ツ拝をする。

これは雨乞の時とほぼ同じだが、三百三十三御拝が省略されている。

また御規式が終わると、立願の時は同内に着座の御拝人数には御五水とお菓子がふるまわれるが、結願では御五水だけがふるまわれたことも見える。

天尊堂でもほぼ同じことが行われ、八ツ頭 (午後2時) 頃には登城し、下庫理当の取次 で首尾を国王に報告する。

ところが『球陽』尚泰10年(咸豊7年、1857)6月24日条には次のようにある。 向例は、霊嶽・神宮等の処に於て雨を祷るも、報祭を行ふこと無し。今般主上、旨を降し、 諸官をして中華の典礼に依照して尽く報祭を行ふを議定せしむ。乃ち六月二十四日に、親 しく雨乞嶽併びに弁嶽に詣り、始めて報祭を行ふ。其の余の霊嶽・神宮等の処は、或いは 官を遺はし、或いは禅家・聖家をして報祭せしむ。

霊嶽・神宮等での雨乞に対して、これまで報祭を行ってこなかったというが、上述のように、雨乞結願は少なくとも乾隆26年まで遡ることが知られるから、ここで問題にしているのは、大旱時の雨乞の場合であろう。そこでこの度、諸官をして中国の典礼に照らして報祭を行うことを定め、弁之嶽と雨乞之嶽は行幸し、その他の霊嶽は官を派遣するか、

禅家 (臨済宗)・聖家 (真言宗) の僧侶をして報祭せしめたというのである。

おわりに

琉球王府の雨乞については、史料的な制約もあって、これまでまとまった研究はなく、 不明な部分が多く残されていた。尚家に伝わる「雨乞日記」は、琉球王府が主催する雨乞 の際の行政文書であり、それには研究の空白を埋める貴重な情報が多く含まれている。そ の活用によって琉球の雨乞をめぐる研究の進展が期待される。

注

- (1)『伊波普猷全集』第一巻所収(平凡社、1974年)460頁。
- (2) 王府雨乞については、比嘉春潮「琉球の雨乞い」(『民俗文化』 14,1940年、のちに『比嘉春潮全集』第3巻文化・民俗篇所収、沖縄タイムス社、1971年)、高原三郎「沖縄(琉球)の雨乞あれこれ」(『私の沖縄メモ』双林社、1982年)、比嘉実「南島の雨乞の儀礼的世界」法政大学百周年記念久米島調査委員会編『沖縄久米島の総合的研究』弘文社、1984年)、末次智「琉球の神話と儀礼に見る〈水の王〉」(『沖縄文化』 25-2、1989年、のちに『琉球の王権と神話』所収、第一書房、1995年)、真喜志瑤子「中世沖縄の稲祭と雨乞儀礼に見る大アムシラレとヒキ系官員の役割」(『沖縄文化研究』 30・32) などがある。

ついでに地方の雨乞に関する研究も挙げておく。古くは、内田すゑが「沖縄の雨乞ひ」として当時の会長に宛てた短い書翰が『東京人類学雑誌』(225号、1904年)に掲載されている。「先ず先に男二人にて四斗樽に水を入れたるものをかつぎ、各々片手にさ、竹をもって其水をあたりへまきつ、行くを、あとより女はたいこた、き、男は手をうちつ、其村のお願へまゐり、道にておどりつ、雨のふるをいのる」とあり、こうした習俗が異様に感じたと述べている。また雨乞歌も紹介しているが、それは「あみたぼり龍王がなし」という歌である。最近の研究としては、崎原恒新「八重山の雨乞い信仰」(『まつり』 17、まつり同好会、1971年)、瀬名波長宣「雨乞い」(『八重山小話』沖縄春秋社、1973年)、喜舎場永珣「雨乞い行事に関する覚書(補遺)」(『八重山民俗誌』上巻、沖縄タイムス社、1977年)、C・アウエハント「雨乞い儀礼」(『HATERUMA』 榕樹社、2004年)などがある。

- (3) その作業の前提として、筆者が確認した雨乞の立願および結願に関する記事を整理 したのが(第1表)である。これによれば尚家文書の『雨乞日記』の史料上の位置づ けが一目瞭然である。
- (4)『伊江親方日々記』嘉慶21年8月16日条には、長期間の旱魃にもかかわらず、王 府雨乞の決定が延引になっていることから、「何様之御吟味ニ而候哉」と不審に思い、 評定所主取を自宅に招き、内々に延引の理由を聞き出そうとしている。
- (5) 両者の記事を対比すると次表のようになる。

尚家本「雨乞日記」

- イ 御城御火鉢御前并嶽々御たかへ仕親方部 頭ニシテ三七人ニテ御拝仕、於前之御庭 雨乞可有御座事
- ロ 聞得大君御殿御火鉢前おたかへ有之。済 ロ 又聞得大君御殿御火鉢前に於いて祷告 而親方部頭ニシテ三七人ニテ御拝仕。
- ハ 且亦、於三平等御たかへ仕、親方部頭ニ ハ 亦、三平等神宮に於て祷告し、訖りて親 シテー七人ニテ雨乞之事ニ於円覚寺、禅 家ニ而為雨乞大盤若御祈念之事
- ホ 於護国寺、聖家二而雨乞御祈念之事
- シテー七人ニ而三日物籠雨 ケン事 ※啓建満散之時、三司官一人・申口一人・
 - 座敷一人・当一人・勢頭一人・里之子 一人・筑登之一人〆七人罷下久米村那 覇勤人数一所ニ御拝之事
- ト 雨乞初日、久米村爬龍舟龍王致請乗、那 覇久米村役人一人宛諸官親方部頭ニシテ 二手ニ差分ケ、一手者豊見城、一手者三 司官頭ニシテ天尊堂江参、雨乞之事
- チ 右三日泊并祝部・諸間切雨乞可有之事 ※紫八巻者黄八巻、赤八巻者朝衣計
- ト 首里・那覇・泊・久米村・諸間切、雨乞 中、殺生禁断之事

『球陽』巻20(尚*水+景頁*王29年)

- イ 御城御火鉢前並びに各嶽に于て祷告し、 訖りて親方・官僚共に三七人を率同して 拝す。且、前御庭に在りて雨を祷る。
- し、訖りて親方、官僚共に三七人を率同 して拝す。
- 方・官僚共に七員を率同して雨を祷る。
- ニ 又円覚寺に于て、禅家をして大盤若経を 念じて雨を祷らしむ。
- ホ 又護国寺に于て、聖家をして経を念じて 雨を祷らしむ。
- へ 於龍王殿・天尊廟、久米村人数大夫頭ニーへ 龍王殿・天尊廟に于て、久米村の大夫を して官僚各共に一七人率同し、三日斎宿 して雨を祷らしむ。
 - ※始終の両日、三司官一員・申ロ一員・ 座敷一員・当一員・勢頭一員・里之子 一員・筑登之一員の一共七員、往きて 久米・那覇の衆官と会し、一同に礼を 行う。
 - ト 又祷雨の初日に于て、久米・那覇各一員 及び衆官をして分ちて二隊と為らしめ、 其の一隊は則ち親方、官僚を率同して、 龍王を請じて久米の龍舟に駕し、往きて 豊見城に至りて雨を祷り、一隊は則ち法 司官・官僚を率同して天尊廟に前み詣り 雨を祷る。
 - チ 又泊村併びに祝部・諸郡をして雨を祷ら しまら
 - ※此の時、紫官を戴く者は則ち改めて黄 冠を戴き、紅冠を戴く者は則ち冠を除 き只朝衣を著すのみ。
 - ト 祷雨の間、国中、屠宰を禁止す。
 - (6) 石ていしは「石亭子」(『琉球国由来記』巻2「御唄」の項)「石庭石」(『向姓家譜』 六世朝良)とも見えるが、正殿の基壇、すなわち正面階段の総称のようである(前掲 伊 従著665頁、真栄平房敬『首里城物語』128頁、ひるぎ社、1997年)
 - (7) 『球陽』巻22尚敬17 (雍正7,1729) 条によると、この年、三十三拝・九 拝を廃止し、四拝にすることを定めているが、雨乞では依然として三十三拝と九拝が 行われていたことになる。
 - (8) 前掲、伊従著299頁。
 - (9) 正殿正面の孫庇部(向拝部)のこととされる(前掲、伊従著662頁、665頁、 真栄平房敬『首里城物語』(ひるぎ社、1997年)130頁)

- (10)オトーリで、酒の回し飲みすること。現在も宮古で行われているオトーリに通ずる。
- (11) J·G·フレイザーの翻訳本については、神成利男訳・石塚正英監修『金枝篇』(国 書刊行会、2004年)を参照した。
- (12) 聞得大君御殿の祭神には、「御すじ之御前」(血筋の最高神)「御火鉢之御前」(火の神) 「金之美御すじ御前」(金属の神)「聞得大君美御すじ御前」(最初の聞得大君) があった(前掲、真栄平著143頁)
- (13) 窪徳忠『増補新訂 沖縄の習俗と信仰』(第一書房、1997年) 179頁、
- (14) 都築晶子「琉球と中国の神々」(講座道教第六巻『東アジア諸地域と道教』雄山閣、 2001年)
- (15) 前掲、都築論文。
- (16) 『琉球国由来記』巻9-19によれば「緑衣龍王一位」とあり、龍王には緑衣が着せられていた。
- (17)『中山伝信録』には「雨壇」を設けるとある。
- (18) 留宇宙亭 (渡口真清)「爬龍鉦と那覇の曙」(『琉球新報』 1963年6月19日 ~23,25日)
- (19) 前掲、比嘉論文。
- (20) 『日本紀略』天長4年5月辛巳(21日)条、『姓霊集』巻6-47「天長皇帝大極殿にして百僧を屈する雩の願文」
- (21) 高谷重夫『雨乞習俗の研究』(法政大学出版局、1982年) 687頁。
- (22) 『球陽』 附巻3、尚穆王13年(乾隆29,1764) 条に、利氏に新参家譜を賜った記事が見える。
- (23) 普天間宮宮司・新垣義夫氏のご教示による。なお同氏には「沖縄に於ける旧社家実態調査報告」(未発表)がある。
- (24) 『金枝篇』(前掲) 199頁。
- (25) 池宮正治「日和乞」(『おもろさうし精華抄』ひるぎ社、1987年)
- (26)外間守善・玉城政美『南島歌謡大成 1沖縄篇上』〈角川書店、1980年〉654頁)
- (27) 前掲、都築論文。

(第1表) 史料に見える雨乞関係年表

年	雨乞期間	報祭(結願)日	見える雨乞関係年表 備 考(出典など)
		和宗(和願)口	
康熙35(1696)	2月		
	3月		『球陽』・「阿姓家譜」 知念・玉城へ参詣
#h!!# 00 (1 = 01)	~ n		山野の骨を収拾し地中に埋める
乾隆26(1761)	正月	正月	『琉球史料』(巻之66)・『新参利姓家譜』
道光4年(1824)	8月25日~27日		『球陽』
道光12年(1832)	8月6日~8日		『球陽』 ★尚家本①
	8月15日~17日		尚家本①の文中に見ゆ。(禅・聖・社家)
	9月3日~5日		『球陽』尚家本③⑥の文中に見ゆ。→中止
道光15年(1835)	閏6月24日~25日		『球陽』
道光16年(1836)	7月22日~24日		『球陽』
道光17年(1837)		6月24日	『球陽』
道光19年(1839)	9月18日~20日		『球陽』
	10月18日~20日		『球陽』
道光20年(1840)	正月9日~11日		『球陽』
	(本年)1月中力		『球陽』 散骨を収拾し地中に埋める
	2月15日~17日		『球陽』 ★尚家本②
道光28年(1848)	8月9日~11日		『球陽』 →中止
道光29年(1849)		7月	『評定所文書』(5巻346頁)
道光30年(1850)	10月3日~5日		『球陽』・『評定所文書』(5巻362頁)
	11月13日~15日		『評定所文書』(5巻299頁)・「福地家日記」→中止
咸豊元年(1851)		正月	 『評定所文書』(5巻432頁)に拠る。
咸豊2年(1852)	10月9日~11日		『評定所文書』(6巻17頁)・「福地家日記」
咸豊3年(1853)	10月9日~11日		
咸豊4年(1854)	7月26日~28日		『球陽』・「福地家日記」
咸豊5年(1855)	4月3日~5日		『球陽』・『評定所文書』(15巻237頁)
			『球陽』・『評定所文書』(15巻247頁)・「福地家日記」
	4月15~17日		禅家聖家社家各自御祈念→中止《『評定所文書』(9巻506
		7月中	頁)に拠る。
咸豊6年(1856)	12月20日~22日		『評定所文書』(15巻251頁)に拠る。
咸豊7年(1857)	2月29日~3月1日		『球陽』・『評定所文書』(12巻298頁)・「福地家日記」
	3月13日	6月24日	『球陽』・『評定所文書』(15巻276頁)・「福地家日記」
			『球陽』・「福地家日記」 雨乞嶽・弁嶽で祷雨、国中の暴骨
			を収集し埋葬す。
咸豊9年(1859)	10月2日~4日	本年	『球陽』・『評定所文書』(15巻281頁) 霊嶽・神宮にて。
咸豊10年(1860)		時期不明	『球陽』・『評定所文書』(15巻318頁)
	7月25日~27日		『球陽』 去年の祷雨の願を還す。
	11月3日~5日		『球陽』・『評定所文書』(15巻332頁)
咸豊11年(1861)		6月	中止 ★尚家本③に拠る。
同治元年(1862)	7月19日~21日		『評定所文書』(15巻340頁)に拠る。
	8月3日~5日		「福地家日記」にも見ゆ
同治2年(1863)		6月18日	『球陽』・「福地家日記」

同治12年(1873)	12月5日~7日 12月22日~24日 2月3日~5日 2月25日~27日 7月18日~20日	閏6月19日	『球陽』★尚家本④ 去年7·8両月祷雨の願を還す。 『球陽』・「福地家日記」(4日~6日とある) 『球陽』・「福地家日記」 『球陽』・「福地家日記」 『球陽』・「福地家日記」 『球陽』・「福地家日記」・喜舎場朝賢『琉球見聞録』(3月とあるは誤り) 『球陽』・「福地家日記」 ★尚家本⑤ 二月両次の祷雨の願を還す。 『球陽』・「福地家日記」 ★尚家本⑥
同治13年(1874)	10月18日~20日 11月8日~10日	7月27日	『球陽』・「福地家日記」 『球陽』・「福地家日記」 『球陽』・「福地家日記」 『球陽』 昨年7月から11月までの3度の祷雨に対し、祭をなし功に報いる。

注1 ★尚家本「雨乞日記」の番号は以下の日記を指す。

① 道光 1 2 年 壬 辰 (1832、 天 保 3)

「雨乞日記」 評定所

②道光20年庚子(1840、天保11)

「雨乞御代参公事」 下庫理

③咸豊10年庚申(1860、万延元)

「雨乞日記」〈前以雨降御取止相成候事〉 評定所

④同治2年癸亥6月吉日(1863、文久3)

「戌七月同八月雨乞結願日記」 評定所

⑤同治12年癸酉閏6月(1873、明治6)

「酉二月雨乞御結願日記」 評定所

⑥同治12年癸酉7月(1873、明治6)

「雨乞日記」 下庫理(推定)

注2 『球陽』に記事がなく、『評定所文書』によって知られるものは、(『評定所文書』に 拠る) と銘記した。

注3 「福地家日記」は『那覇市史』資料篇第一巻9所収。

注4 『琉球史料』は法政大学沖縄文化研究所蔵

上国使者の寺社参詣―1870年前後における変化と連続性―

深澤 秋人

はじめに

18世紀前半以降、首里王府によって鹿児島に派遣された年頭使(在番親方)などの上国使者は、鹿児島滞在中、薩摩藩主の菩提寺である福昌寺(曹洞宗)、遺言によって島津吉貴が葬られた浄光明寺(時宗)の両寺に参詣することが定例化していた(注1)。福昌寺については、たとえば、「従大和下状(同治四年~光緒五年)」(『琉球王国評定所文書』第16巻)138号文書によると、歴代藩主の年回忌に香典を献納することもあったようである。上国使者は、鹿児島の寺社に海上安全の祈願などのため参詣することがあったが(Ⅱ各文書紹介篇〈342号〉参照)、福昌寺と浄光明寺への参詣に関しては、薩摩藩との政治儀礼関係に規定されたものであったといえよう。

1871年、廃藩置県が断行され、薩摩藩は解体したものの、ただちに琉球との政治儀礼関係が再編されることはなく、鹿児島県とのあいだでも維持されることとなった。翌年の72年には、鹿児島県からの伝事として伊地知壮之丞と奈良原幸五郎が琉球に派遣され、琉球の位置づけを「鹿児島之管轄ニ属シ」としたうえで、王府に「適宜之因革」を要求している(注2)。しかし、同年、首里王府が東京に維新慶賀使を派遣すると、明治政府は、琉球国王の尚泰を「琉球藩王」に「冊封」するとともに華族に列し(注3)、琉球の所轄を鹿児島県から外務省に移管する。ここにおいて、琉球と鹿児島県の政治儀礼関係が再編されたといえよう。尚泰には東京府飯田町檎木坂に邸宅も下賜された(注4)。1873年以降、年頭使は、天皇に拝謁するため東京に派遣されるようになり、日本における琉球側の拠点、日本との政治交渉の拠点は、それまでの鹿児島琉球館から拝領した東京の邸宅(東京琉球館役所)にシフトすることになる。ただし、那覇を出発した年頭使や明治政府への臨時請願使節などは、直接東京に向かったわけではなく、1870年代も存続した鹿児島琉球館を経由して上京した。

里井洋一氏は、版籍奉還以降も上国使者と島津久光・忠義との儀礼的関係は続き、廃藩 置県以降も島津家への宗主意識が抜けていないことを指摘している(注 5)。一方、1869 年の薩摩藩領内では、仏教の排斥運動である廃仏毀釈が全国のなかでも激しく展開され、 多くの寺院が廃寺となった。上国使者による福昌寺と浄光明寺への参詣にも影響があった ことが予想される。島津家との儀礼的関係は存続したとされるものの、廃仏毀釈、日本に おける拠点のシフトなどにより、福昌寺と浄光明寺への参詣は完全に途絶したのだろうか。 それとも東京に派遣された年頭使や臨時請願使節にいたるまで何らかの連続性を見いだす ことができるのだろうか。

本稿では、鹿児島における薩摩藩や島津家との儀礼的関係のなかでも、1870年前後における参詣の変化と連続性について、尚家文書に伝わる鹿児島に派遣された年頭使の公務日記、鹿児島琉球館の業務日誌、東京に派遣された臨時請願使節の公務日記などから明らかにしてみたい。

なお、タイトルには鹿児島に派遣された王府役人を意味する上国使者とあるが、1870年 代に東京に派遣された年頭使や臨時請願使節もあわせて検討の対象とする。後者の総称と して琉球使節と表現する場合があることをお断りしておく。

一、1869年における福昌寺と浄光明寺への参詣

尚家文書の「明治二/同治八年己巳六月ョリ翌九月迄 在勤中日記 年頭慶賀使浦添親方 與力国吉親雲上」(文書番号 342) は、明治 2 (同治 8、1869) 年に鹿児島に派遣された 年頭使である浦添親方の公務日記である。その期間は、浦添親方が山川に到着した同年 6 月 5 日から鹿児島を出発 (乗船) する翌年 9 月 25 日にわたる。記主は表題に見える浦添 親方の与力である国吉親雲上と思われる。

次に引用する同日記明治2 (1869) 年7月 18 日条からは、定例化していた福昌寺と浄 光明寺参詣の様子を詳細に知ることができる。

同十八日

一、今日福昌寺・浄光明寺参詣ニ付、五ツ時分朝冠服ニ而役々・与力召列、聞役案内ニ而福昌寺江参上、客殿前役僧被出迎、暫客殿江相扣、追而役僧案内ニ而琴月様御位牌殿江参上、役僧御焼香相済、私者敷居内役々縁類ニ而四ツ御拝仕、夫より寛陽院様・恭清院様・大玄院様・宥邦院様・慈徳院様・円徳院様・大信院様・大慈院様・金剛定院様・順聖院様御位牌殿江参上、最前之通役僧御焼香済而四ツ御拝仕、済而浄岸院様御位牌殿江参上、右同断相済、又御開山堂并名護王子・大村王子・豊見城王子・津嘉山親方御霊前江参上、御焼香旁相済、於書院私者敷居内客殿、聞役者同所勝手表、役々者敷居外着座、住持御相伴ニ而御茶・御菓子・茶飯御馳走有之退出、直ニ浄光明寺参上、役僧被出迎則案内ニ而浄国院様御位牌殿江参上、拝礼之次第福昌寺同断相済、於奥書院聞役并役々一同住持御相伴ニ而御茶・菓子・湯麺・御吸物御馳走有之、旁相済致帰館候事

附御開山堂江者献納物無之候也

- 一、両御寺江献納物并住持江進覧物御蔵方構ニ而先達而差上候、自分調之品者前日目 録取添御蔵方江差出候事
- 一、大官香二十六把自分調

附(省略)

一、短香八把右同

附(省略)

一、練蕉布六端御蔵方調

附(省略)

一、行列并目録調様左之通

加籠 小姓・小姓 手笠持・冠家持・草り取 雨具持

(目録の図は省略)

「朝冠服」を着用した浦添親方は、鹿児島琉球館詰めの派遣役人(「役々」)や与力を帯同し、 鹿児島琉球館を 8:00 頃に出発し、琉球館聞役の案内でまず福昌寺に向かった。行列の様 子も同日条の条項からうかがうことができる。両寺への参詣とは、具体的には、島津家久 以降の歴代藩主の位牌殿に「四ツ御拝」をすることであった。

福昌寺に到着した浦添親方などは、しばらく客殿で待機したあと、役僧の案内で「琴月様御位牌殿」(琴月とは島津家久の法号)に移動している。役僧が焼香したあと、浦添親

方は「敷居内」、「役々」は「縁頼」で「四ツ御拝」を行っている。続いて、「琴月様御位 牌殿」とは別の空間に位置したと思われる「寬陽院様」(光久の法号)から「順聖院様」(斉 彬の法号)にいたる位牌殿、さらには「浄岸院様御位牌殿」にも移動し、同様に「四ツ御 拝」を行っている。三回にわたって場所を移っていることから、これらの位牌殿は別々の 空間に存在したものと思われる。

このあと、浦添親方などは、浄光明寺に向かい、ただちに役僧の案内で「浄国院様御位 牌殿」(浄国院とは吉貴の法号) に移動し、福昌寺と同様に「拝礼」を行っている。

なお、「御蔵方構」による両寺への献納物などに相当するものが練蕉布六端、「自分調之品」は大官香二六把と短香八把であったようである。

二、1870年における鶴嶺神社と照国神社への参詣

(一) 廃仏毀釈による参詣への影響

浦添親方が 1869 年7月に定例の参詣を行った福昌寺と浄光明寺は、同年には廃仏毀釈によって廃寺となった。「従大和下状(同治四年~光緒五年)」484 号文書によると、琉球側は、少なくとも 1870 年8月以前の段階で、福昌寺と浄光明寺が廃寺となったことを知っていた。同文書は、「跡在番」となった富川親方が(注6)、午(1870) 8月 25 日付けで王府の表御方御取次衆に宛てた鹿児島での活動報告書であるが、そこには以下のようにある。

一、福昌寺・浄光明寺廃寺被仰付置候付而者、御使者役々何方江参詣可仕哉、口達を 以相伺候処、御両所御神位・御魂者鶴嶺神社江御引直被仰付置候間、御同所参詣可 仕旨、伝事衆より承知仕候、右付、鶴嶺神社并照国神社之儀、王子を始、御使者役々 共参詣仕御都合向可宜与何れ茂吟味之上奉願候処、参詣可仕旨被仰渡候付、今月廿 三日参詣相済申候

すなわち、両寺が廃寺となったことを知った琉球側は、「御使者」や「役々」がどこに参詣すればよいのか「口達」によって薩摩側に問い合わせている。これに対する伝事衆の回答は、両寺に安置されていた「御神位」と「御魂」は、鶴丸城内に建立された鶴嶺神社にあらためて移されたので、同社を参詣するようにというものであった。伝事衆とは鹿児島藩知政所の直轄組織である伝事方の所属と思われる(注7)。琉球側で協議を行った結果、「王子」をはじめ「御使者」や「役々」が、鶴嶺神社とともに島津斉彬を祭神とする照国神社(1864年建立)にも参詣したほうがよいとの結論に達し、その旨を薩摩側に申請している。これは許可されるところとなり、参詣すべき旨が通達され、8月23日に参詣が行われたのである。

すでに、1867年には、上国使者が「照国大明神御宮」に参詣していることを確認できるが(注8)、1870年において、廃寺となった福昌寺と浄光明寺に替わり、はじめて鶴嶺神社と照国神社両社への参詣が行われることになったのである。廃仏毀釈の影響を受け、寺院から神社への変更されたものの、定例化された参詣は途絶することなく、そこには連続性を見いだすことができよう。また、福昌寺と浄光明寺への定例の参詣は1869年7月が最後であった可能性もあろう。

(二) 参詣をめぐる調整と当日の様子

尚家文書の「明治三午年 日記 琉球館役所」(文書番号 341) は、明治 3 (同治 9、1870) 年の「琉球館役所」(鹿児島琉球館) の業務日誌に当たる。その期間は同年元日から 12 月 29 日にわたる。以下に引用する同日記 8 月 19 日条から 23 日条では、参詣をめぐる神社側との調整や参詣当日の様子をうかがうことができる。

まず、8月19日条には、参詣の日程調整のため、鹿児島琉球館の琉球館閉役である里村藤太夫と鶴嶺神社副斎主衆および照国神社社司衆とのあいだでやりとりされた同日付の三通の文書が収録されている。

同十九日

本文高岡半切紙ニ書認巻封ニ而走番を以差遺候也

此節今帰仁王子·宜野濟親方其外今般上国之使者役々鶴嶺神社并照国神社江参詣仕 度旨被奉願、願之通被仰付候段被仰渡候、依之来廿三日鶴嶺神社江参詣仕度旨承申候、御 差支者有之間敷哉、何分御返答早々被仰聞度御頼申上候、以上

八月十九日

里村藤太夫

鶴嶺神社

副斎主衆

本文右同断差遺候処、差支無之段口達を以返答有之候也

此節今帰仁王子·宜野湾親方其外今般上国之使者役々鶴嶺神社并照国神社江参詣仕度旨被奉願、願之通被仰付候段被仰渡候、依之来廿三日照国神社江参詣仕度旨承申侯、御 差支者有之間敷哉、何分御返答早々被仰聞度御頼申進候、以上

八月十九日

里村藤太夫

照国神社

社司衆

まず、日程調整は、在番親方との連名によるものではなく、琉球館間役が単独で行っていることがわかる。両社に送られた文書の本文は社号を除けば同文である。また、前掲した富川親方による王府への活動報告書に見えた「王子」とは今帰仁王子、「御使者」とは宜野湾親方であったことが知られる(注9)。

「願之通」に参詣が許可された旨が鹿児島琉球館に通達されると、23 日に参詣したいとの希望を上国使者から伝えられ、琉球館聞役は神社側に連絡している。薩摩側から参詣を許可されたのは、8月19日以前であったようである。照国神社からは、肩書きによれば、「口達」によって支障がない旨の返答があった。鶴嶺神社副斎主からは以下の返答および問い合わせがあった。

今般上国之王子并其外役々願出候上鶴嶺神社江参詣之旨御問越之趣逐一致承知、何そ 差支等者無之、乍併此方よ里茂神社方江形行明日茂申出置可申侯付、若相替儀茂有之候ハゝ 其次第可申上越侯、右参詣付而者、神楽等者如何取計侯而宜敷侯哉、若相奏可申訳合ニ茂 御座侯ハゝ其訳為御知給度、神官人数手当ニ茂不相成侯而不叶事侯付、為念此段御返答申 進侯、以上

鶴嶺神社

八月十九日

副斎主

里村藤太夫殿

参詣については何ら支障はないことを返答したうえで、鶴嶺神社からも神社方に報告するので、もし変更が生じた場合は連絡してほしいとしている。神社方は伝事方などとともに鹿児島藩知政所の直轄組織である(注10)。また、事前に「神官人数」の手配が必要となるため、当日、神楽を演奏するのかどうかを里村藤太夫に問い合わせている。

同日記8月20日条には、琉球館聞役から鶴嶺神社副斎主に送られた同日付の文書が収録されている。前日、鶴嶺神社側から問い合わせのあった神楽の演奏についての返答である。

同廿日

本文高岡半切紙ニ書認巻封ニ而走番を以差遺候也

今般上国之王子并宜野湾親方其外使者役々来ル廿三日鶴嶺神社江参詣之日柄相伺候処、神楽等者如何取計候哉、若相奏候訳茂候ハゝ神官人数手当ニ茂可相成候間、何分申越候様御問合之趣致承知相尋候処、神楽等奏候御手当者不相成方ニ御心得有御座度承候、此段及御返答候、以上

八月廿日

里村藤太夫

鶴嶺神社

副斎主衆

鶴嶺神社副斎主からの問い合わせを受け、里村藤太夫が上国使者に確認したところ、神楽の演奏は見合わせる方向で考えてほしい旨を伝えられ、これを返答している。参詣をめぐる調整は、上国使者と神社側のあいだに琉球館聞役が介在するかたちで行われていたことがわかる。なお、琉球館聞役が神社側に宛てた三通の文書の肩書きによれば、それぞれの文書は「高岡半切紙」に認められ、「巻封」の状態で「走番」によって届けられている。続いて、同日記8月21日条には、鹿児島琉球館における琉球側の中枢組織である「役所」から参詣をめぐって上国使者などに発せられた二通の通達が収録されている。

同廿一日

明後廿三日鶴嶺神社并照国神社参詣之日柄相済候間、琉冠服ニ而四ツ時分本殿江可被相揃候、尤目録等者前日蔵方江可被差出候、此段致通達候、以上

八月廿一日

役所

今般上国之

御使者 役々

明後廿三日鶴嶺神社并照国神社参詣之日柄相済候間、其手当可被致候、以上

八月廿一日

役所

蔵方

神社側との日程などの調整は、8月19日条と20日条で見たように琉球館聞役が単独で行っていた。20日条で神楽の件を確認しているように、当然、結果は琉球側に伝えられたのだろう。それを受けての通達である。前者は、23日で日程が調整できたため、「今般上国之御使者」と「役々」に参詣当日の服装や集合時間および集合場所を連絡したものである。「琉冠服」で10:00頃に鹿児島琉球館の中枢施設である「本殿」に集合とある(注11)。このような通達は前年の福昌寺と浄光明寺参詣においても見いだすことができるが(注12)、両寺との日程の調整も琉球館聞役が行っていた可能性があろう。上国使者

が神社へ献納する物品の「目録」は参詣の前日までに「蔵方」へ提出するように述べている。後者の通達は、「目録」の提出とも対応し、鹿児島琉球館における参詣をめぐるモノの支出と関係しよう。

そして、同日記8月23日条の次の条項からは、参詣にいたるまでの経緯とともに当日の様子を知ることができる。

同廿三日

(前略)

- 一、福昌寺・浄光明寺廃寺被仰付候付而者、王子并宜野湾親方其外今般上国之御使者役々参詣之儀何様可仕哉与聞役より伝事御釣合仕候処、御魂者鶴嶺神社江御移被遊候付、右神社参詣仕可然段有之、且照国神社江茂一□参詣仕候儀御都合可仕与王子并宜野湾親方江茂御案内之上兼而奉願候処、願之通被仰付候付、右両神社副斎主衆并社司衆江掛合仕、御物江茂御届申上、いつれ茂琉冠服ニ而、聞役案内ニ而四ツ時分鶴嶺神社江参上、献納物被備置候付、王子并宜野湾親方・唐之首尾御使者迄内御門階上、役々者階下ニ而御一礼退去、照国神社江参上、王子并宜野湾親方・唐之首尾御使者迄御宮敷居外一畳目、役々者御縁頬ニ而御一礼、済而副斎主衆・社司衆よ里混而御茶・御菓子御馳走有之、旁相済帰館被成候、委細御使者日記ニ相見得候事。附付
 - 一、献納物并副斎主衆・社司衆江進覧物者蔵方調ニ而大和手伝宰領ニ而差遺候 也
 - 一、目録之儀者銘々よ里前日蔵方江差遺候也
 - 一、御使者献納物・金子并同請台之儀者、蔵方構ニ而相調、後日代銀返納有之 候也

参詣にいたる経緯については、前掲した富川親方による王府への活動報告書では明記されていないものの、ここでは、福昌寺と浄光明寺が廃寺となった通達を受け、伝事に問い合わせたのは琉球館聞役であったことがわかる。当日、まずはじめに向かったのは鶴嶺神社であった。琉球館聞役に案内されている点は前年の福昌寺参詣と同様である。「献納物」が奉納されたあと、今帰仁王子、宜野湾親方、唐之首尾御使者は「内御門階上」、「役々」は「階下」で一礼を行っている。続いて照国神社に移動し、今帰仁王子から唐之首尾御使者は「御宮敷居外一畳目」、「役々」は「縁頼」で一礼をしている。また、このときの参詣の詳細については、今帰仁王子や宜野湾親方などの「御使者日記」に見えるとあり(尚家文書には現存せず)、鹿児島琉球館の業務日誌とのあいだで書き分けがあったようである。なお、附の条項からは、「献納物」と鶴嶺神社の副斎主衆や照国神社の社司衆への進覧物は「蔵方調」(鹿児島琉球館の支出)であること、上国使者の「献納物」および金子や金子の「請台」については「蔵方構」で用意し、後日、上国使者からこれらの代銀が返納されたことがわかる。「目録」の提出については21日条の通達と対応する。

三、1870年代における鶴嶺神社と照国神社への参詣

前述したように、当初は、廃藩置県によって新たに設置された鹿児島県と琉球とのあいだで、それまでの政治儀礼関係が維持された。1871年においても鶴嶺神社と照国神社への参詣は続けられている。尚家文書の「同治十/明治四辛未年六月至翌九月迄 在勤中日

記 在番池城親方 與力池村親雲上」(文書番号 343) は、同治 10 (明治 4、1871) 年に鹿児島に派遣された年頭使である池城親方の公務日記である。その期間は、池城親方が山川に到着した同年 6 月 29 日から鹿児島を出発 (乗船) する翌年 9 月 14 日にわたる。記主は表題に見える池城親方の与力である池村親雲上と思われる。次にあげる同日記同治 10年 8 月 11 日条からは同 13 日の上国使者による両社への参詣の様子を知ることができる。

- 一、今日鶴嶺神社・照国神社参詣ニ付、御使者役々朝衣冠ニ而四ツ時分本殿江相揃、 聞役案内ニ而参上候付、副斎主被出迎、則案内ニ而鶴嶺神社江参上、内御門階上ニ 而御一礼、済而照国神社江参上、右同断御一礼、済而直ニ帰館仕候事
 - 一、先例副斎主御宅参上、御茶・御菓子御馳走有之候得共、大雨付直ニ帰館い たし候也
 - 一、副斎主并社司衆江与那覇親方・与那原親雲上・私三人ニ而練蕉布三反完御 蔵調ニ而覚書目録を以差遺候事
 - 一、目録請台者御蔵調ニ而後日入料致返納候也
 - 一、目録弐通左之通役所入調部、前日御蔵方差出候也
 - 一、金子之替壱ヶ所銭七百五拾文宛御蔵方江相持し候也 (目録の図は省略)

当日は、池城親方などの「御使者」と「役々」が、「朝衣冠」を着用して 10:00 頃に鹿児島琉球館の「本殿」に集合し、前年と同様、琉球館聞役に案内され、まず鶴嶺神社に向かっている。同社では副斎主に出迎えられ、ただちに「内御門階上」で一礼を行っている。続いて照国神社でも「右同断」に一礼をしている。「先例」通りに副斎主宅に寄らなかったり、参詣が終了するとすぐに「帰館」しているのは、附の条項に見えるように、当日が大雨だったことと関係するのだろう。また、池城親方は与那覇親方と与那原親雲上の三名で鶴嶺神社の副斎主と照国神社の社司衆に対して練蕉布三反ずつを「御蔵調」によって用意している。前年の参詣では、物品は不明であったものの、副斎主と社司衆への「進覧物」、あるいは「御使者献納物」に相当するものであろう。練蕉布は福昌寺と浄光明寺にも献納されていた。

注目したいのは、前年には琉球の所轄が鹿児島県から外務省に変更され、政治儀礼関係が再編された 1873 年においても、琉球使節が鹿児島で鶴嶺神社と照国神社に参詣している事例を見いだせることである。尚家文書の「明治六年癸酉 在勤中日記 浦添親方與力上江洲親雲上」(文書番号 697) は、明治 6 (1873) 年、琉球に漂着した中国人への今後の処置に関する臨時請願使節として東京に派遣された浦添親方の公務日記である。その期間は、浦添親方が那覇を出発した同年 5 月 5 日から品川を出発する同年 10 月 21 日にわたる。往路では鹿児島を経由し、鹿児島琉球館に滞在している。記主は表題に見える浦添親方の与力である上江洲親雲上と思われる。同日記 5 月 13 日条によれば、浦添親方などは、往路において、鶴嶺神社と照国神社を参詣している。浦添親方は、前述したように、1869年に鹿児島に派遣された年頭使として福昌寺と浄光明寺を参詣しているが、四年後の当年には東京に派遣された臨時請願使節として鶴嶺神社と照国神社を参詣しているのである。

同十三日

一、今日鶴嶺神社并照国神社参詣二付、賛議官并役々色衣着二而四ツ半時分本殿江相

揃、用向懸市来平太殿案内二而致参詣候事

附

- 一、先例朝衣冠二而候処、此節者荷役等も不仕内二而、役々吟味之上本文通、 尤此段ハ参詣之当日平太殿よ里斎主・社司衆江相心得させ候也
- 一、献納物之儀、御蔵方構二而大和手伝を以差上候也
- 一、右目録者前日御蔵方江差出候、金子并請台之儀、御蔵方二而相調、後日代 料致返納候也
- 一、鶴嶺神社副斎主衆・照国神社社司衆江私・賛議官模合二而練蕉布三反御蔵 方調二而覚書目録を以差遺候也

献上(鶴嶺神社・照国神社江一通宛、中奉書横折、目録ニ礼紙有ル)

金子

五十疋

以上

浦添親方

朝昭

覚

練蕉布(鶴嶺神社副斎主・照国神社々司江一通宛、中奉書横折ニ相調候也)三端 以上

> 浦添親方 大宜見親雲上

一、右付行列之儀、人力車よ里小姓一人・供両人相附候事

当日は、浦添親方に随行した賛議官の大宜見親雲上とともに「役々」が「色衣」を着用して11:00頃に「本殿」に集合している。この年、琉球館聞役が廃止され、新設された「用向懸」の市来平太の案内によって参詣に向かっている(注13)。同日記5月12日条には、「役所」から「本殿日帳方」に送られた集合時間など参詣をめぐる通達が収録されている。そこには、「参詣之日柄相済」とあるが、神社側と日程の調整を行ったのは「用向懸」である可能性があろう。附によると、「先例」では「朝衣冠」を着用すべきところ、このときは荷役も済んでいないため、琉球側で検討した結果、「色衣」を着用することになったようである。前日の12日条に収録された「役所」からの通達では「琉冠服」を着用と見える。なお、1869年の福昌寺と浄光明寺の場合は加籠であったが、このときは人力車による移動であった。

このほかにも尚家文書には、1874年から77年までのあいだに東京に派遣された琉球使節の公務日記が八件ほど存在する(文書番号698から705)。この時期、琉球の所轄は外務省から内務省に移管されている。明治政府によって琉球が併合され、沖縄県が設置される1879年の前年に当たる78年に派遣された琉球使節の公務日記が伝わっていないため、1870年代後半において参詣がいつまで続いたのかは不明であるが、76年に年頭使として上京した富盛親方も鹿児島を経由し、鶴嶺神社と照国神社に参詣したことまでは確認できる(注14)。

おわりに

18世紀前半以降、鹿児島において上国使者が参詣していた福昌寺と浄光明寺は、1869年の廃仏毀釈で廃寺となり、両寺への参詣は途絶した。しかし、歴代藩主の「御魂」は鶴

嶺神社に移されたため、1870年以降は鶴嶺神社と照国神社に参詣するようになる。鶴嶺神社への参詣については薩摩側からの指示によるものであった。廃仏毀釈の直接的な影響を受け、寺院から神社への変更はあったものの、定例化された参詣には連続性を見いだすことができよう。それは、1871年の廃藩置県、72年の鹿児島県から外務省への琉球の所轄の移管、74年の内務省への再移管によっても変わるところはなかった。

1873 年以降、東京に派遣された琉球使節は、新年(新暦)・紀元節・天長節などで天皇に拝謁するとともに、最終段階にいたるまで明治政府に対する政治交渉を繰り返し展開した。しかし、琉球使節の公務日記によれば、その意味は慎重に検討する必要があるものの、華族として東京に居住していた島津久光・忠義とも頻繁に交流を重ねていたことが知られる。さらには、往路で経由した鹿児島では、島津忠義の家令とも連絡を取り合うほか、本稿で述べたように、鶴嶺神社と照国神社に参詣していたのである。1872 年において、琉球と鹿児島県との政治儀礼関係は再編されたものの、島津家との儀礼的関係は変化しながら東京と鹿児島で存続していたといえよう。

注

- (1) 1770 年代には、鹿児島城二の丸の東側に藩校である聖堂(造士館と改称)と医学院が設置され、前者の敷地内には聖堂(孔子廟)、後者には神農堂が建立された。以降、上国使者は聖堂・神農堂・福昌寺・浄光明寺に参詣することが定例となる。拙稿「福州における渡唐使節の儀礼について―近世琉球の事例を中心に―」(『第七届中琉歴史関係国際学術会議中琉歴史関係論文集』中琉文化経済協会、1999 年)。
- (2)「史料稿本(尚泰関係史料)」(『那覇市史』資料篇第2巻中ノ4)354号文書に収録された「口演手扣」。伊地知壮之丞と奈良原幸五郎が申(1872)正月付けで作成し、 那覇の伊地知壮之丞の「旅宿」で摂政と三司官に手渡している。
- (3) 明治政府による「冊封」儀礼の歴史的意味については、真栄平房昭「幕藩制国家の外交儀礼と琉球―東照宮儀礼を中心に―」(『歴史学研究』620号、1991年) で論じられている。
- (4) 明治天皇から尚泰に下賜された邸宅の位置については、拙稿「琉球藩の在東京・大坂公館〈上〉」(沖縄タイムス 2004 年 3 月 9 日朝刊) がある。
- (5) 里井洋一「従大和下状(同治四年~光緒五年)解題」(『琉球王国評定所文書』第16巻、浦添市教育委員会、2000年)。
- (6) 前掲した「明治二/同治八年己巳六月ョリ翌九月迄 在勤中日記 年頭慶賀使浦添親 方 與力国吉親雲上」明治3 (同治9、1870) 年7月30日条には、「一、在番玉城親 方被致死去候付、跡在番今帰仁王子惣大親富川親方江被仰付候事」とある。浦添親方 の次の年頭使(1870年派遣)である玉城親方は鹿児島到着直後に客死したようである。 福昌寺と浄光明寺が廃寺となってから上国したことになる。
- (7) 伝事方の位置づけについては、「明治維新と西南戦争 新政府と鹿児島」(『鹿児島県歴史資料センター 黎明館常設展示図録』1999 年) 所収、「藩治職制表」による。
- (8)「従大和下状(同治四年〜光緒五年)」345 号文書によれば、卯(1867) 8月 14日、 豊城親方と美里親方は、福昌寺、浄光明寺、大雄山御宮(東照宮)、照国大明神御宮、 聖堂、神農堂に参詣している。「照国大明神御宮茂致参詣可宜段、右衛門殿(桂右衛門カ)

より被仰渡候付」とあり、照国大明神御宮への参詣は薩摩側の指示であったことがわかる。

- (9) 『中山世譜附巻』同治九年庚午条によれば、今帰仁王子朝敷は中城王子の名代として、 法司官(三司官)の宜野湾親方朝保は今帰仁王子への「附従」を命じられて上国して いる。「薩州」に到着したのは同年6月22日であった。後掲する同日記8月23日条 によれば唐之首尾御使者も参詣している。『中山世譜附巻』によると、このときの唐 之首尾御使者は富島親雲上朝直であり、6月23日に「薩州」に到着している。
- (10) 神社方の位置づけについては前掲注(7)の「藩治職制表」による。
- (11)「鹿児島城下絵図屛風」(鹿児島市立美術館蔵)に描かれた鹿児島琉球館の敷地には複数の建物を見いだせるが、中央部分に位置する建物には朱筆で「本殿」と記されている。前掲注(7)の同書所収「薩摩七十七万石 城下町の形成」には鹿児島琉球館の部分拡大図(複製)が掲載されている。「本殿」には、王府役人の執務所、琉球側と薩摩商人とのあいだで取引が行われる交易所としての性格があり、そのなかの書院は薩摩藩からの使者を迎える接待所として機能していた。深瀬公一郎「近世期日琉通交関係における鹿児島琉球館」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第48輯・第4分冊、2003年)。
- (12) 前掲した「明治二/同治八年己巳六月ヨリ翌九月迄 在勤中日記 年頭慶賀使浦添親 方 與力国吉親雲上」明治2 (同治8、1869) 年7月17日条には、次のような通達 が収録されている。
 - 一、役所より左之通有之候事

明日福昌寺・浄光明寺参詣之日柄相済候間、同日五ツ時分琉冠服ニ而本殿江可被相揃候、尤目録・献納物等今日蔵方江可被差出候、此段致通達候、以上

附刻限者四ツ時分ニ而候

巳

七月十七日

役所

本殿

日帳方

- (13) 同日記5月9日条では「琉球用向懸」に任命された市来平太が鹿児島琉球館を訪問している。『球陽』附巻4尚泰王26(1873)年条によれば、この年、琉球館聞役などが廃止され、書役相当の用向掛が設置されている。「館内に搬して、其れをして諸務を弁理せしむ」(読み下し編240)とある。
- (14) 「明治九/光緒二年丙子二月ョリ 在勤中日記 東京在勤富盛親方 與力與座親雲上」(文書番号 704)。富盛親方の次の年頭使 (1877 年派遣) である佐久真親方の乗船は、鹿児島を経由せずに直接兵庫に向かっている。

尚泰冊封時の望舟宴にみる官生派遣の代奏請願について

前田 舟子

〔文書番号〕232

〔外題〕丙寅冠船望舟宴之當日御禮式日記 巻之八十二 久米村方

[内題] 首書「丙寅冠船二付九月廿八日望舟宴當日御礼式日記」

[年代] 同治5年丙寅(1866年)

〔所管〕久米村方

〔員数〕1冊

〔丁数〕48丁

※なお、本文書と同様の内容が「大清同治五年丙寅 冠船御礼式日記 冊封之為御礼天使 館江御光越 望舟宴 共六冊 評定所(内題)」(文書番号143)に収録されている。

【内容】

本日記は、同治 5 (1866) 年 9 月 28 日に挙行された「望舟宴」の当日式典の段取りを詳細に記録した文書である。望舟宴とは、冊封七宴(諭祭宴・冊封宴・仲秋宴・重陽宴・餞別宴・拝辞宴・望舟宴)(1) のうち七番目に当たる最後の宴のことである。望舟宴では、琉球国王が自ら天使館へ赴いて宴席を設け、冊封使の労をねぎらうとともに、冊封に対する感謝の意を表して冊封使へ金骨の扇を贈呈している。望舟宴が冊封使の登舟前における最後の宴会となり、望舟宴をもって琉球国王と冊封使は臨別となる。そこから、望舟宴を「登舟宴」と称する冊封使もいた(2)。清代に来琉した歴代冊封使の著作である『冊封使録』から、冊封式典の様子や七宴の様相を伺うことはできるが、いずれも断片的である。管見において、この尚家文書が望舟宴について詳細に記された一級史料であるといえよう。康熙 58 (1719) 年に来琉した尚敬を封じる冊封使徐葆光の『中山伝信録』には、望舟宴について以下のように記されている(3)。

望舟宴爲第七宴。國王至天使館、設宴禮若前儀。面致金扇一握爲別。臣等、宴禮即畢涓吉、登封舟候風、歸朝復命。

この記述から、望舟宴が冊封使と琉球国王が対面する最後の正式的な儀礼となり、金骨の扇一本を冊封使に進呈して、それを別れの記念としていることが窺える。続いて、同治5年における尚泰冊封時の望舟宴、すなわち、琉球王国最後となる望舟宴の段取りを以下に紹介する。

- ① 当日早朝、惣役以下、長史・基当・日帳筆者や外米村筆者等が朝衣冠を着用して御着替所と天使館へ参る。
- ② 四ツ時(午前10時頃)、三司官が国王へ出発時刻の到来を言上する。このとき、供奉(行列に参加する)の役人らが守礼門外で馬に乗って待機している。
- ③ 国王は御着替所へ行き、そこで唐衣裳(玉冠と皮弁服)を着用する。
- ④ 長史は阿口通事(以下、河口通事)を介して、冊封使へ国王の天使館参上の時刻を 通知する。
- ⑤ 国王、天使館に到着。天使館に入ると、国王と冊封使は互いに歩み寄り、互いに拝

礼する。このとき、東の轅門で待機していた路次楽の奏者が嗩吶を演奏する。

- ⑥ 国王から冊封使への進上物が天使館内の露台に設置される。
- ⑦ 国王と冊封使へお茶が出される。お茶は三度出され、三度目には新しく取り替えた 茶葉を煎じたお茶が出される。
- ⑧ お茶が済むと、国王と冊封使は互いに拝礼を行い、先に冊封使が、それにやや遅れ て国王が休憩の広間に入る。この間に御振舞方が食事を準備し、座席も設置される。
- ⑨ 休憩終了の合図を惣役が河口通事を通じて冊封使に知らせる。国王はやや先に戻り、 冊封使が戻ってくると互いに拝礼をし、冊封使は東側、国王は西側に着座する。こ のとき、笙(ふえ)が演奏される。
- ⑩ 食事の席ではお酒やたばこが振舞われ、歌と踊りが披露される。
- ⑪ 食事が済むと、冊封使に続いて国王がそれぞれ休憩の広間へ行く。
- ② 戻ってくると互いに拝礼し、再びお酒が出されて歌が披露される。
- ③ ここで、国王は惣役を介して冊封使へ陪臣子弟を国子監に派遣したい旨を伝え、帰国後、国王に代わって皇帝へ上奏して欲しいとお辞儀をして請願する。これを聞いた冊封使は、国王の方を向いてお辞儀を返して着座する。
- ④ 再びお酒を酌み交わし、国王が形見として冊封使に扇子箱入りの金骨の扇子を進呈する。このとき、笙が奏でられる。
- ⑤ 冊封使が先に休憩の広間へ行き、国王も後に続く。
- ⑩ 戻ってきて一通り互いに拝礼が済むと、国王は河口通事を通じて冊封使に別れを告 げ、天使館を後にする。国王は御着替所へ行って衣裳を交換し、それから首里城に 帰る。

以上、望舟宴の段取りを簡略的に 16 段階に分けて羅列した。そこからも、望舟宴が国 王と冊封使との離別の宴であったことが窺える。国王が自ら天使館へ詣でて宴席を設ける というのが望舟宴の特徴である。

【論点】

今回私が着目するのは、琉球国王がいつ、どのようにして冊封使に対して官生派遣の代奏請願を申し出たのか、という点である。清代冊封使の『冊封使録』等では、官生派遣の代奏請願が望舟宴に含まれているのか、それとも望舟宴終了後に個別に行われていたものなのかが不明瞭であった。望舟宴においては、琉球国王が天使館に赴いて冊封使に金骨の扇を贈呈することが慣例となっていた。嘉慶 5 (1800) 年の冊封正使趙文楷・副使李鼎元の来琉時のように、皇帝(乾隆帝)の薨去を理由に望舟宴が実施されていない場合(4)においても、官生派遣の代奏請願の際には望舟宴のときと同様に、国王が冊封使に金骨の扇を贈呈している(5)。この点から、望舟宴と国王の官生派遣の代奏請願との間に何らかの関連性があると睨んだ。また、望舟宴と国王の官生派遣の代奏請願の両方において、どちらも国王が自ら天使館を訪れているという共通点に着目し、両者が同時進行で実施されていた可能性があると推測した。その流れを略述すると以下のようになる。

冊封使来琉 ⇒ 諭祭 (宴) ⇒ 冊封 (宴) ⇒ 仲秋宴 ⇒ 重陽宴 ⇒ 餞別宴 ⇒ 拝辞宴⇒ 望舟宴 (国王による冊封使への官生派遣の代奏請願?) ⇒ 冊封使登舟の際の国王に よる見送りと謝恩表文の進呈 ⇒ 冊封使登舟・帰国 ⇒ 冊封使による皇帝への官生派 遣の代奏 ⇒ 皇帝の官生派遣に対する裁可

では、実際にどのタイミングで国王は冊封使に対して官生派遣の代奏請願を行っていたのか。本文書の内容は以下の通り。

ー 右(宴会)の途中にて

上様が席をはずして惣役に通訳させて(次のように)述べられました。「当国は遠海の小国ではありますが、天朝の御教化と聖賢の書を頂いております。官生の就学については、以前に渡琉してきた冊封使がご帰朝なされた後、皇帝様に奏文で以って、陪臣である官生を国子監にて学習させることを進言していただいております。ですから、今回も両勅使様がご帰朝なられた場合には、先例の通り、官生を派遣することについて皇帝様へ進言していただけますようお願い申上げます。もし、冊封両勅使様が宴席を離れて帰国なされ、奏文で以て官生派遣について皇帝様へ申し出てくださったのならば、御謝礼を申し上げたいと存じます」。

国王が(冊封使に)お辞儀をされると、冊封両勅使様もこのことを承知されてお 辞儀をなさいました。

上様は座席の側へいき、両勅使様の方を向いて拝礼し、各様はみな座席に安着なされました。

これは、先に挙げた③段階の箇所に相当する。国王尚泰は冊封使へ代奏請願を行った後、冊封使と盃を酌み交わして、それが済むと退席の準備に取り掛かり天使館を後にしている。本文書の内容から、国王の冊封使に対する官生派遣の代奏請願は、望舟宴が終盤にさしかかったころに行われていることが分かる。また、官生派遣の代奏請願が望舟宴の一部として実施されていたことも明らかになった。尚泰が行った官生派遣の代奏請願については趙新の『続琉球国志略』に記載がないため、そこからは代奏請願の様相を窺うことはできないが、趙新の同書にある「(同治) 六年丁卯春、臣新臣光甲、回京代奏請官學生入學」(6)との記述から、趙新等が尚泰の代奏請願を受けて皇帝に代奏を行ったことが分かる。また、『穆宗実録』には以下のように記されており、尚泰が官生派遣の請願を行った事実を確認することができる(7)。

諭內閣、據趙新等奏、上年(同治五年)十一月自琉球囘櫂。該國王尚泰懇請代奏。令 陪臣子弟四人入監讀書等語。加恩著照所請。所有該國陪臣子弟四人。俱准其入監讀書。 用遂其觀光之志。

本文書は琉球王国最後の国王である尚泰冊封の際の望舟宴であり、このときも前例に 従って挙行されていたことは容易に推測できる。しかし、具体的にどの時期から如何にし て官生派遣の代奏請願が望舟宴に組み込まれていったのかを明確に記した史料がなく、断 定するには至っていない。それでもなお、限られた史料の中からそれを検討する余地は残 されている。

清代、最初に冊封使に対して官生派遣の代奏請願を行った国王は尚貞(在位 1669-1709)であり、康熙 22 (1683)年に行われている。その内容が『歴代宝案』に以下のように記されている (8)。

茲に、琉球国王を冊封せる使臣翰林院検討汪楫・内閣中書林麟a、疏称すらく、事竣りて将に旋らんとするに、中山王尚貞親ら館舎に詣り、陪臣をして詞を致さしめて言わく、下国、弾丸に僻処し、常に鄙陋を慙ず。執経するに地【師】無きも、嚮学に心

有り。稽うるに、明の洪武・永楽年間、嘗て本国の生徒を遣わし、国子監に入りて読 書せしむ。今、願わくは陪臣の子弟四人をして京に赴き業を受けしめんことを。

この『歴代宝案』の記述から、尚貞は七宴を含む冊封儀礼の日程が終了するときになって、自ら天使館を訪れて冊封使に対して官生派遣の代奏を請うていることが分かる。それがタイミングとしては冊封使が「事竣りて将に旋らんとする」ときなのだが、それが望舟宴の終了間際なのか、或いは宴終了後の登舟直前であるのかまではこの記述からは読み取ることができない。少なくとも、望舟宴執行後から冊封使が登舟するまでの間に行われていたことは間違いないであろうが、望舟宴終了後にも国王が再び官生派遣の代奏請願を行うために天使館を訪れたとする記載は『歴代宝案』や『冊封使録』等に見られないことから、それらが合わせて一回で済まされたと考えるほうが自然である。つまり、望舟宴の場において、国王尚貞はタイミングを見計らって冊封使に官生派遣について皇帝に代奏するよう申し出、それが年月を経て慣例となり、尚泰冊封の同治 5 (1866) 年のときにはすでに望舟宴の一部となって儀礼化されていたと考えられる。

『冊封使録』などの中国側の史料には、琉球国王による官生派遣の代奏請願が望舟宴の一部であることを明記しておらず、代奏請願そのものがあたかも単独で行われていたような印象を与えるが、本文書によって代奏請願が儀礼化されていたことが明らかとなった。明代では、官生派遣の際に、琉球国王が冊封使に官生派遣の代奏請願を行うということはなく、もちろん、望舟宴の中にその代奏請願が組み込まれることはなかった。清代に入って、尚貞は明代以降長らく途絶えていた官生派遣を復活させるため、当時の冊封使汪楫と林麟焻に皇帝への代奏を懇請するのだが、尚貞以降の琉球国王による官生派遣の代奏請願が前例に倣って施行されていることから鑑みて、おそらく、尚貞も尚泰と同様に、代奏請願を望舟宴の終了間際に行っていたのではないかと考える。尚貞は官生派遣の代奏請願に際して、前例がないだけに、冊封の式典を一通り終えてからタイミングを見計らって請願するに至ったのであろうか。その機会到来が望舟宴の終了間際となり、以後それが定例化していったのであろうか。

本文書は琉球王国最後となる望舟宴の式典日記であり、宴そのものがすでに儀礼化されていて、国王による官生派遣の代奏請願も式典の流れに沿って行われていた観がある。今後は、前例のない中で、冊封使に対して官生派遣の代奏請願を実施するに至った尚貞冊封時の望舟宴を追っていきたいと思う。そこから、官生派遣の復活を目論む王府が、その旨をどう冊封使に切り出すのか、といった王府側の画策を浮かび上がらせることができるのではないかと期待している。また、尚家文書にある同治5年の尚泰冊封時の望舟宴の前日準備の日記や、それ以前の望舟宴の日記等の分析を行い、望舟宴の中で施行された官生派遣の代奏請願が、清代を通じてどのような意味合いを有していたのかを検討していきたい。これら尚家文書のさらなる分析を通して、清代における琉球王国の官生派遣復活の背景や、官生派遣に絡む琉球王国の政策を追う手掛かりが見つかれば幸いである。

註

(1) 冊封儀礼において、王府が宴として「七宴」を催すことは古琉球から固まっていたであろう、と池宮正治氏は推測している。同氏によれば、少なくとも近世においてはその七宴の名称が「論祭・冊封・中秋・重陽・餞別・拝辞・望舟」となっていたようであ

- る(池宮正治「冠船関係資料」『国宝「琉球国王尚家関係資料」のすべて』沖縄タイムス社、2006、p.312)。
- (2) 張学礼「中山紀略」『説鈴·使琉球紀』(黄潤華·薜英編『国家図書館蔵琉球資料匯編』 上、北京図書館出版社、2000、p.666) 参照。
 - 清代最初の冊封正使である張学礼は、七宴を「迎風宴・事竣宴・中秋宴・重陽宴・冬至宴・餞別宴・登舟宴」としている。
- (3) 徐葆光『中山伝信録』巻 2 (前掲『国家図書館蔵琉球資料匯編』pp.170-171)。句読 点は筆者による。
- (4) 嘉慶 4 (1799) 年に乾隆帝が没したことから、このとき七宴は行われていない(村 尾進「李鼎元撰『使琉球記』解題」『増訂使琉球録解題及び研究』榕樹書林、1999、p.123)。
- (5) (九月) 二十六日乙巳、國王來館送行、面餽金骨扇一柄、仍手奉三爵、將行遺紫金大 夫致詞、請照例仍遺陪臣子弟入太學讀書、懇囘京代奏許之。</u>是日國王經行處士人具各戲 如前飭船戸備船具飭兵役理行裝仍往驗二號船工己竣至陳宅觀蘭球俗嗜蘭謂之孔子花陳宅 尤多異産有風蘭葉較蘭稍長味如茴香篾竹爲盆挂風前即蕃衍有名護蘭葉類桂而厚稍長如指 花一箭八九出以四月開香勝於蘭出名護嶽巖石間不假水土或寄樹椏或裏以椶而懸之無不茂 有粟蘭一名芷蘭葉如鳳尾花作珍珠状有棒蘭緑色莖如珊瑚無葉花出椏間如蘭而小亦寄樹活 又有西表松蘭竹蘭之目或致自外島或取之巖間香皆不減蘭也
 - ([清]李鼎元『使琉球記 (清光緒間上海著易堂鉛印本)』殷夢霞・賈貴栄・王冠編『国家図書館蔵琉球資料続編』北京図書館出版社、2002、p.792。下線部は筆者による)
- (6) 趙新『続琉球国志略 (郷土史講座テキスト冊封使使録集 16)』沖縄県立図書館、1979、p.97。
- (7) 『穆宗実録』巻 200(『清実録』49、中華書局、1986、p.575、「同治六年、丁卯、夏四月、 甲申朔」の条)。
- (8) 『歴代宝案』[1-06-11] (沖縄県立図書館史料編集室『歴代宝案』訳注本第1冊、沖縄県教育委員会、1994、p.213)。【】は筆者による。

[史料本文] ※原文中で誤記と思われる箇所は【】で示して訂正した。

一 當日早朝、惣役神村親方・仮長史宮城親雲上・同足阿波連里之子親雲上・基當翁長里 之子親雲上・日帳筆者嘉手川筑登之・根路銘筑登之・久米村筆者東恩納筑登之、佐事 二人召列、何通茂朝衣冠ニ而御着替所并天使館江罷出、構之役、相合、御座拵并御飾 之品拜合候事

附、

- 一 久米村方之勤人数、兼而賦書之通、久米村筆者ニ而引合承、惣役・長史江首尾申 出候也
- 一 天使館并御着替所、儀間里主宅、御座拵并御飾所、首里・那覇御座當相合拜合侯、 尤天使館頭門・儀門・両轅門、遊撃・都司・彈壓官御宿之門并御着替所真正面戸 口、那覇市之鳥居、阿弥陀堂前之鳥居、崇元寺前之鳥居、弐ツ掛彩、那覇御座當 より相遂候也
- 一 御着替所・儀間里主宅、御拂除之儀、御拂除當より相調候也

- 一 久米村大門之前、庭拵當より圖之通相調候付、惣役・長史見分仕候也但、入目之儀者、士之筑登之座敷迠十分八分之割方を以出錢仕候、尤那覇市庭 拵之儀者、那覇役人構ニ而相調候也
- 一 六ツ時頭鼓、五ツ時二鼓、四ツ頭供奉人数立備、四ツ頭成三鼓仕御轎居(拾六人葺御 轎)三司官より下庫理當御取次、

御発駕之御時分相成候段、言上仕候付、

上様、玉御冠紫龍紋紗・御皮弁服(御釘鐺有ル)、

黄組物御帯被為召、唐玻豊真正面より出御、御轎(拾六人葺御轎)被為召、赤地龍貫 付御凉傘・大御團羽、其外御飾御道具、供奉人等段、御備、四ツ過時分御下向被遊候事 附

- ー 供奉人数、守禮門外ニ而騎馬仕候也
- 一 上様崇元寺前ニ而御下轎、供奉人数下馬、 還御之時同断
- 一 泊諸官、沖縄之御嶽前ニ而美御迎還御之時、於同所美御送仕候也
- 一 御轎之御側より美御召附之人数、仮惣役并紫金大夫一人・正議大夫両人・長史両人、 御印みヶい守護人数、都通事両人、新矼近浮道左右ニ莚座ニ而、美御迎御轎新矼より 御下之砌一跪仕、則都通事両人者先達而御印みヶい左右より警固仕、右之長史両人者 御先、其次ニ正議大夫両人者御轎之前左右より、仮惣役并紫金大夫者御轎之御側左右 より御召附、皆歩行ニ而御着替所真正面之中門内迠御案内仕、還御之時新矼迠供奉仕、 一跪ニ而美御送仕候也
 - 但、御印みヶい守護之都通事者、御着替所真正面之中門より直ニ廣間江入、床 之上左表江御飾仕、左右ニ詰居 着御被遊候付、勝手江引退、尤御帰 城之 時ハ御着替所より新矼迠守護仕候也
- 一 久米村諸士筑登之座敷以上朝衣冠着、新矼南表於御待所一跪二而美御迎仕、 還御之 時同断
 - 但、右弐行美御迎人数敷候、長莚ハ久米村筆者下知ニ而村佐事江敷させ候也
 - 両先嶋渡合之役人、美栄地中道出口ニ而一跪仕候而、美御迎、

還御之時同断

- 一 那覇諸官、若狭町出口ニ而右同断
- 一 供奉之諸官、泉崎矼前二而下馬、鋏箱両具長物者同所矼邊江引取候也
- 一 御備具者、御着替所門外迠相備、久米村大門邊江差通候也
- 一 正議大夫両人・那覇役人一人・御宿主・儀間里主・都通事両人・久米村筆者一人・那 覇筆者一人、皆朝衣冠者御着替所前之大道東表矼小近海原東上座にて一跪ニ而美御迎 仕、 還御之時者、同所石垣原西上座にて美御送同断

但、天使館江 御発駕并御着替所江御帰之時、美御迎無之候也

一 惣役并長史二人・首里御座當一人・那覇御座當二人・同筆者二人、朝衣冠着御着替所 門外東表海原東上座にて一跪ニ而美御迎仕、

還御之時者、同所石垣原西上座ニ而御送同断

- 但、書右同断、御着替所・御拂除當茂於此所美御迎可仕之處、先例之通、大門 庭拵當兼務候故、庭之前ニ而美御迎仕、此所ニ而者右之勤無之候也
- 一 上様、御着替所・儀間里主宅中門内ニ而御下轎正面より 入、御廣間江御進歩、御

輸椅江 着御被遊(御座當より毛せん一枚敷上、御轎椅相直*金+比*編子御褥子懸置候)、三司官御両人・王舅一人御召附ニ而御入、御座東表三尺廂ニ立而伺公、御書院奉行二人右同断ニ而、前之六尺廂ニ立而伺公、其外供奉之紫巾官并仮惣役・紫金大夫六人之組者、中門内迠供奉仕、次之間江入、耳目官以下者、門外迠供奉仕候事

附、

- 一 唐御衣裳、御印みヶい者、次之間江居候也
- 一 御轎者、西表中石垣内二布屋相構居置、勢頭警固仕候也 但、弐行久米村方構之外
- 一 御多葉粉盆上、
- 一御参上、
- 一 三司官・王舅、御座内着被成候事
- 一 阿口通事両人、御着替所参上、長史御取次、
 - 上様御機嫌奉伺候付、惣役より三司官江申上、御書院奉行御取次、達上開御前江被召出、一跪三叩頭仕候付、
 - 上様、御安座ニ而御抗手【拱手】を以御答禮被遊、阿口通事退去仕候付、御休息之間江入御被遊候事

附、御座構者御座當より、毛せん敷御馬架椅兼而直置候也

- 一 御盛合御菓子上、
- 一 天使館江 御発駕之御時分、長史より阿口通事を以 両勅使様江御案内可申上旨、三司官より言上被仕候而被仰聞候付、長史國場親雲上天使館参上、阿口通事を以 両勅 使様江申上させ、則罷帰首尾申上候付、三司官より及言上候事

附、

- 上様より 勅使様江為御形見被差上候、金骨御扇子之儀者、 御発駕之時無失念持 供奉有之候様、六人之組里之子共江為念惣役長史より申達置候也
- 一 壹番之催帖差上候、御使正議大夫松本親雲上、二番之御使大嶺親雲上、三番之御使當官澤岻親雲上·仮長史宮城親雲上一同天使館参上、催帖壹通完并各御使名書之手本一通完阿口通事御取次、 両勅使様江差上、回帖者阿口通事ニ而御着替所江持参、最早御時分候間、
- 上様早、 御光越被遊、可然与惣役江相達候付、惣役より三司官江申上、則及言上候事 一 御轎(拾六人葺御轎)居三司官より 御発駕之御案内言上被仕候付、
 - 上様、玉御冠・天青地織金紗・御皮弁服(御釘鐺有ル)、

黄組物御帯被為召、御上轎天使館江

御発駕被遊候事

附、

- 一 御着替所より天使館江 御発駕之段、問役登 城、下庫理當御取次、言上仕候也 但、久米村方構之外
- 一 諸官御行列書之通、歩行ニ而頭門迠供奉仕段、立備、三司官・王舅・紫巾官・惣役・仮惣役・紫金大夫・耳目官・正議大夫・長史六人之組・下庫理當、御行列之通、露臺之前迠御備供奉仕候也

- 一 路次楽者東轅門追、御備具ハ頭門外追、御凉傘・大御團羽露臺之前追御備仕候也
- 一 那覇市江庭構仕、同當両人・筆者両人・加勢筆者四人、右同断
- 一 東轅門外近 御光駕之砌、把門官人数朝衣冠二而東轅門外小堀原北上座西向立、 一跪二而美御迎、

還御之時、天使館表南上座東向立右同断

ー 勅御印みヶい天使館江

御発駕之時、長史二人・下庫理當二人、守護ニ而高館屋真正面より捧通、両按司庫理中之間正面奥之方江黄色塗高卓相直向、龍貫付黄卓裙引廻毛せん敷、其上御印みケい黄両覆おそへ侭奉居、右長史両人・下庫理當両人、替、守護仕候、天使館より御着替所江

還御之時、道中守護同断、御着替所 着御被遊候付、御飾最前之通ニ而候也 但、御座拵者、那覇御座當・首里御座當相合兼而仕合置候也

- 一 御轎東轅門より、御入頭門外ニ而御下轎可被遊旨御座候砌、巡捕官跪ニ而請王命轎進 与申上候付、御轎儀門前ニ至り、又巡捕官跪ニ而右同断申上候付通御被遊、
 - 上様舞臺内ニ而御轎居候砌、御凉傘・大御團羽を以傾遮り、御下轎(御凉傘・大御團羽 引納)、

御互ニ御急御進歩(嗩吶楽奏、惣役供奉)、露臺真中程ニ而御互ニ御一揖・御拱手ニ 而御譲、

勅使様茂御同前ニ而東表江御直被成侯、侯而 勅使様御右、

- 上様御左高館屋梱渥ニ而御互御拱手を以御譲、 勅使様御先、
- 上様少御後より高館屋江 入御、御拱手を以御譲(楽止)、 勅使様東方、
- 上様西方御對面二御立(御鉻、御墊子敷笙楽奏)、御互一跪三叩頭被游、則
- 上様より 正勅使様之御轎椅江御差寄(両勅使様御墊子御迦、東南之隅少上様江御向御立)、御袖ニ而御轎椅御拂御居直之御心入を以、御手を被為掛、
 - 正勅使様御椅之左表少御退、御轎椅江御向御一揖(正勅使様御差寄御同揖)、御轎椅 江御拱手、
 - 正勅使様茂御同前被成(楽止)、則

副勅使様江茂御禮儀、右御同前ニ而、本之御座江御帰御立 (笙楽奏止同断)、 勅使様より

- 上様之御轎椅御拂可被成与御差寄被成候砌(笙楽奏)、御急御差寄、惣役・阿口通事を 以御辞退被遊候得共、強而御拂被成(此時、上様者西南之隅少御寄、勅使様江御向御立)、 上様之御轎椅右表少御退、
- 上様江御向御一揖(上様茂御差寄御同揖)、御轎椅江御拱手被成候付、
- 上様茂御同前被遊、各様御對面御立御互御一揖、
- 上様より
 勅使様江御向御椅江御拱手、

勅使様茂御同前、各様御轎椅之側御立、御互御一揖御安座(勅使様北上座にて東方西 向、上様西南表東北向)被遊(楽止)候事

附

- 上様より之御進物露臺之東表江、御進物當より兼而仕合置候付、把門官并基當人数 相合守護仕居、
- 上様高館屋江御入被遊候付、追付露臺之上左右二御飾仕候也
- 上様御後、三司官御一人・王舅一人・惣役并仮惣役・紫金大夫一人・紫巾官一人・ 耳目官一人・長史一人・六人之組、替、立仰候也
- 一 右外之供奉人数ハ、親見世把門官両所江相扣被居候也
- 一 正議大夫二人・都通事二人、御座内露臺表左右ニ立仰御座見廻仕、尤右都通事両 人者、楽人江楽之拍手合も申達候也
- 一 笙家来者、勢頭方より列下露臺之上東表着座仕、御座見舞都通事差圖を受奏楽仕 候也
- 一 御進物之品、同當より露臺之上左右ニ相飾候付(笙楽奏)、
 - 上様御轎椅御迦、惣役并仮惣役を以跪候而、御進物帖 両勅使様江一同御差上被遊(正 勅使様江者惣役、副勅使様江者仮惣役)、両勅使様御轎椅御迦、右帖御受御一揖、
 - 上様茂御同揖被遊、各様御互御轎椅江御向御拱手御安座被遊(楽止)、御進物者長史両 人ニ而内総官江引渡、御前より長館屋内江差通、左右二階下之庫理江相納候事 附、
 - 一 本文御進物之内、銀子者御差帰被成候處、翌日惣役より段、願立候付、御取納被 成候、委細者月日記ニ相見得候也
 - 一 御進物納方者、御進物當構ニ而候得共、御用意方、筆者并久米村御座當・把門官・ 日帳筆者・加勢ニ而相納候、御進物之品者、御進物方考帳ニ相見得候也
- 一 追付、初之御茶(御茶之子入)臺載、御宮仕人(勅使様江者久米村人、上様江者六人 之組里之子)一同捧出候付、
 - 上様御轎椅御迦、御直可被差上与御差寄被遊候付、 勅使様茂御轎椅御迦候差寄、阿口 通事を以御辞退被成候付、惣役ニ而差上候、副勅使様江茂御同前ニ而被差上、又 勅 使様より茂御直可被差上与御差寄被成候付(此時、御茶碗者御側之相公江御持候)、 惣役を以御辞退被遊候付、阿口通事ニ而被差上(此時、御茶碗者六人之組江御持候)、 御互御轎椅之側ニ而御一揖、

勅使様江御向御轎椅江御拱手、

勅使様茂御同前、各様御着座(此時、勅使様江ハ相公、上様江者六人之組より御茶碗 差上候)。

- 上様、御茶碗乍御請御拱手(笙楽奏)、 勅使様茂御拱手被成候而御一揖、
- 上様茂御同揖二而御茶被召上(楽止)候事
- 一 二度目之御茶(御茶之子入)臺ニ載、御宮仕人一同捧出候付、 勅使様江者御取次御 宮仕人、
 - 上様江者六人之組當官ニ而差上候、
 - 上様御茶碗御請、 勅使様江御向御拱手被遊(笙楽奏)、 勅使様茂御拱手被成、御互無御一揖被召上(楽止)候事

附、御茶三度差上候付、御禮儀二度目之御茶御同前、尤御茶之子者、三度者色替を以 差上候也

- 一 右相済、
 - 上様御轎椅御迦、惣役・阿口通事を以御着替被成侯様被仰上、 勅使様茂御轎椅御迦、御轎椅之側ニ而(笙楽奏)御互御一揖・御拱手を以御譲、 勅使様御先、
 - 上様少御後より、各様御休息之間江

入御被遊(楽止)候事

附、

- 一 此時、御食卓者、御振舞方より御飾仕候也
- 一 此時、 正勅使様御轎椅者南向東表、 副勅使様御轎椅ハ南向西表、上様御轎椅者東北向南表ニ御座當より相直候付、御座見舞之大夫并長史より見分仕 候也
- 一 御看卓者、

上様御光着、以前御看卓當より御飾仕候也

- 一 御登席之御時分、惣役より阿口通事申談言上仕、阿口通事を以 勅使様江御注進被仰上、
 - 上様、御紗帽・御員領(持而色龍紋紗)・玉御帯被為召、少御先御座御勝手之方江 出 御御立扣、

勅使様御出之砌(笙楽奏)、御互二御拱手、各様御差寄御拱手を以御譲、 勅使様東方、

上様西方、御對面御立御互御一揖、

勅使様江御向御轎椅江御拱手、

勅使様茂御同前、 勅使様より

上様茂御列座被遊候様、阿口通事を以御挨拶御座候付、御椅西北表南向少東表側目相直、 各様御食卓之側ニ而御互御一揖・御拱手御安座被遊(楽止)候事

附、御登席之時、 勅使様御装束被成、惣役より阿口通事相伺候處、御掛子被為 感候段有之候付、其段及言上、

上様御員領被為召候也

- 一 追付、御宮仕人(勅使様江者久米村人、上様江者六人之組里之子)、金之耳御盃上臺 共并御着御銚子各君使官二載、一同捧出候付、
 - 上様、御直二 両勅使様江可被差上与御椅御迦、御食卓之側迠御差寄被遊、 両勅使様茂御椅御迦、各様御食卓之側迠御差寄、阿口通事を以御辞退被成候付、
 - 上様、御代惣役并仮惣役、御盃上臺共請取御酒次させ、 両勅使様御食卓ニ居上(正勅 使様江者惣役、副勅使様江者仮惣役)、又御着居上、 勅使様よりも御直ニ可被差上与 御差寄被成候付、惣役を以御辞退、 勅使様御代阿口通事、御盃上共請取御酒次させ、
 - 上様之御食卓ニ居上、又御着居上相退候付、各様御食卓之側ニ而御互御一揖・御拱手御安座被遊、阿口通事御座真中出跪ニ而上酒与唱候付、
 - 上様御盃御取揚、 勅使様江御向御拱手被遊(笙楽奏)、 勅使様茂御同前ニ而被召上(楽止)候事

附、

- 一 此時、躍始侯段、惣役より言上仕、阿口通事を以 勅使様江御案内仕、追付躍相 始侯、尤躍始侯而より終迠楽不仕侯也
- 一 御座見舞人時分柄見合、御銘、様、御多葉粉盆御座江差出置、 勅使様江者御側之相公就、

上様江者、六人之組里之子より折、御多葉粉上候也

- 一 右通、御酒被召上追付、各様御宮仕人(勅使様江者久米村人、上様江者六人之組里之子)、初之御碗一同捧出候付、
 - 上様御直可被差上旨、御食卓之側追御差寄被遊、 両勅使様茂御椅御迦、各様御食卓之 側追御差寄、阿口通事を以御辞退、
 - 上様、御代惣役・仮惣役御碗請取、

勅使様之御食卓二居上(正勅使様江者惣役、副勅使様江者仮惣役)、

- 上様江茂 勅使様より御直可被差上与御座候付、惣役を以御辞退、 勅使様、御代阿口通事御碗請取、
- 上様之御食卓ニ居上、各様御食卓之側ニ而御互御一揖・御拱手御安座被遊、阿口通事御 座真中ニ出跪ニ而上茶与唱候付、
- 上様御両手二而御着御取揚、

勅使様江御向御拱手、

勅使様茂御同前ニ而被召上候事

- 一 二番目之御銚子(御印入共君使官載)、御宮仕人(勅使様江ハ久米村人、上様江者六人之組里之子)一同捧出候付、 勅使様江者御取次御宮仕入、
 - 上様江者六人之組當官ニ而御盃請取御酒次させ、各様御食卓ニ居上、阿口通事御座真中ニ出跪候而上酒与唱候付、
 - 上様御盃御取揚、 勅使様江御向御拱手被遊、 勅使様茂御同前ニ而被召上候事
- 一 二番目之御碗、御宮仕人(勅使様江者久米村人、上様江者六人之組里之子)一同捧出 候付、 勅使様江者御取次御宮仕人、
 - 上様江者六人之組當官、各様御食卓二居上、阿口通事御座真中二出跪仕上茶与唱候付、上様御両手二而御着御取揚、

勅使様江御向御拱手被遊、

勅使様茂御同前ニ而被召上候、此通ニ而、四番目迠之御酒・御碗被召上候事

- 四番目之御碗相済、御菓子・御吸物、君使官ニ載、御宮仕人(勅使様江者久米村人、 上様江者六人之組里之子)一同捧出候付、
 - 上様、御直ニ可被差上与御椅御迦、御食卓之側迠御差寄被遊、 勅使様茂御椅御迦、各 様御食卓之側迠御差寄、阿ロ通事を以御辞退被遊候付、
 - 上様、御代惣役・仮惣役、 勅使様之御食卓ニ御菓子居上、又御吸物居上(正勅使様江ハ惣役、副勅使様江ハ仮惣役)、

勅使様より茂御直可被差上与御座候付、惣役を以御辞退、 勅使様御代阿口通事、

- 上様之御食卓ニ御菓子居上、又御吸物居上候付、各様御食卓之側ニ而御互御一揖・御拱手御安座被遊、阿口通事御座真中ニ出跪ニ而上湯与唱候付、
- 上様御両手二而御着御取揚、

勅使様江御向御拱手、 勅使様も御同前ニ而被召上候事

附、

- 一 御酒并御碗・御吸物居上候度、毎始終阿口通事より上酒上茶上湯与唱候也
- 一 二段より五段追之御次第、初段二番目之御碗、御同前之御禮式ニ而被召上候也
- 一 両勅使様より躍人数江品物被下候付、早速為御礼躍奉行一人・躍人数四人、惣役 案内ニ而露臺罷出、一跪三叩頭ニ而退去仕候也

但、本文之通、早速御禮申上候付、重而御礼不申上候也

一 右相済、

上様御椅御迦、御手水御遺被成候様、阿口通事を以 両勅使様江被仰上、 両勅使様茂御椅御迦、各様御食卓之側ニ而御互御一揖・御拱手を以御譲、 勅使様御先、

上様少御後、各様御休息之間江

入御被遊侯事

附、

- 一 御手水湯者、御座當より加減仕、御宮仕人より (勅使様江者久米村人、上様江者 六人之組里之子) 差上候也
- 一 御休息之間ニ而御茶(ふた御茶碗入)・御多葉粉、御宮仕人より(勅使様江者久 米村人、上様江者六人之組里之子)差上候也
- 一 此時、御食卓より御碗・御盃御着引下、御着下敷紙押替、御食卓・御囲碟、御振 舞方より居上候也
- 一 御換庫之御時分、惣役より阿口通事申談言上仕、阿口通事を以 両勅使様江御注進被仰上、
 - 上様少御先、御座御勝手表江

出御御立扣、 両勅使様御出之砌、御互御拱手、各様御差寄、御拱手を以御譲、 勅使 様東方、

上様西方御對面御立、御互御一揖、

両勅使様江御向御椅江御拱手、

両勅使様茂御同前被成、各様御囲碟卓之側、御立御一揖ニ而御拱手御安座被遊候事

- 一 追付御宮仕人(勅使様江者久米村人、上様江者六人之組里之子)、金之耳御盃上臺共 并御着御銚子、君使官載一同捧出候付、
 - 上様、御直可被差上与御囲碟卓之側迠御差寄被為成候付、 両勅使様御椅御迦、各様御 囲碟卓之側迠御差寄、阿口通事を以御辞退被成、
 - 上様、御代惣役・仮惣役、御盃上臺共請取御酒次させ、 両勅使様之御囲碟卓居上、又 御着居上(正勅使様江者惣役、副勅使様江者仮惣役)、
 - 上様江茂 両勅使様より御直可被差上与御座候付、惣役を以御辞退被遊、 勅使様御代阿口通事、御盃上臺共請取御酒次させ、
 - 上様之御囲碟卓ニ居上、又御着居上相退候付、各様御囲碟卓之側ニ而御互御一揖・御拱手御安座被遊、阿口通事御座真中ニ出跪候而上酒与唱候付、
 - 上様御盃御取揚、 勅使様江御向御拱手被遊、 勅使様茂御同前ニ而御酒被召上、又 上様御両手ニ而御着御取上、

勅使様江御向御拱手被遊、 勅使様茂御同前ニ而御肴被召上候事

一 右之半、

上様御椅御迦、惣役を以被仰上候者、當國之儀、遠海之小國候得共、

天朝之蒙御教化、聖賢之書を略相学候儀者、専跡、御渡来之 封王使御帰朝被成、

皇帝様江奏文を以宜被仰上、陪臣より官生被仰付於國子監学文仕故ニ而候間、此節茂御帰朝被成侯ハヽ、先例之通官生被仰付候様、宜御肝煎被成下度旨御頼被仰上、 両勅 使様茂御椅御迦御帰朝之上、弥奏文被成官生被仰付候様御肝煎可被成旨、御返答被仰上候付、則為御謝礼御一揖、

両勅使様茂御同揖右相済、

- 上様御椅之側二而 両勅使様江御向御椅江御拱手、各様御安座被遊候事
- 一 爵・御盃被差上候御時分、惣役より阿口通事申談及言上、阿口通事を以御臨別ニ付御 爵被差上度旨、 両勅使様江被仰上、追付、各様御宮仕人(勅使様江者久米村人、上 様江者六人之組里之子)、金之爵・御盃・御銚子、各君使官ニ載一同捧出候付、
 - 上様・勅使様御椅御迦御立被遊、惣役爵・御盃請取御酒次させ跪候而、
 - 上様江差上候付、
 - 上様爵・御盃御取、 正勅使様江御直ニ御差上、仮惣役爵・御盃請取御酒次させ跪ニ而、上様江差上候付、
 - 上様御爵御取、 副勅使様江御直御差上(此時御爵御側之相公江御持候)、 勅使様より も御直御差上可被成与御座候付、惣役を以御辞退被遊候付、 勅使様御代阿口通事ニ 而御爵請取御酒次させ、
 - 上様江差上(此時爵者六人之組江御持候)、各様御一揖ニ而御安座(此時、勅使様江者相公、 上様江者六人之組より御爵差上候、笙楽奏)、御互御爵乍御請御拱手ニ而被召上(楽止) 相済候付、御宮仕人跪ニ而爵・御盃請取、勝手江引納候事
- 一 追付、六人之組里之子両人、金骨御扇子君使官二載捧出候付(笙楽奏)、
 - 上様御椅御迦、御扇子一本完御直二御取揚(御両手二而柄者御左にて手御持御胸より少 w 被為揚)、為御形見

両勅使様江御差上被遊、

両勅使様茂御椅御迦、御扇子御請為御謝禮御一揖被成候付、

上様茂御同揖、則御椅江御拱手、

両勅使様茂御同前被遊、

上様本之御座江御帰御立、

両勅使様江御向、御椅江御拱手御安座被遊 (楽止) 候事

附、

- 一 本文之御扇子者御扇子箱ニ入、六人之組里之子捧御着替所より供奉仕候也
- 一 此時、長史より阿口通事を以 両勅使様江御案内申上候而、勅御印みヶい最前之人数守護ニ而真正面より捧出候 也
- 一 右旁相済、御装束御召替御別之御拜禮被遊度旨、
 - 上様御椅御迦、阿口通事を以被仰上(笙楽奏)、

両勅使様茂御椅御迦、各御囲碟卓之側ニ而御互御一揖・御拱手を以御譲、 勅使様御先、

上様御後、各様御休息之間江

入御被遊(楽止)候事

- 上様、王御冠・天青地織金紗・御皮弁服(御釘鐺有)、黄組物御帯被為召、少御先御座 御勝手之方ニ 出御、御立扣 勅使様御出之砌(笙楽奏)、御互御拱手、各様御差寄 御拱手を以御譲、 勅使様東方、
- 上様西方御對面御立(御銘、御墊子敷)、御互一跪三叩頭被遊御立、
- 上様より阿口通事を以相外迠御送不被遊様被仰上、御一揖被遊御退出、夫共 勅使様露臺迠御差出御一同御一揖、

勅使様より

- 上様御轎江御向御拱手、
- 上様茂御同前、
- 上様、惣役を以御入座被成候様被仰上、最前御下轎之所ニ而御上轎、 勅使様より御一揖被遊候付、
- 上様茂乍御上轎御同揖被遊(楽止、吹鼓始ル)、最前之御備ニ而 通御、御着替所・儀間里主宅中門内ニ而御下轎正面より御通御廣間江 着御被遊候事

附、

- 一 御着替所江 還御之時、御召附之勤人数、天使館江 御発駕之時同断
- 一 儀門二而巡捕官跪候而、禀送王命駕与御挨拶申上候也
- 一 天使館御規式御首尾先被為済御着替所 着御被遊侯段、那覇筆者登 城、下庫理 當御取次言上仕候也

但、久米村方構之外

- 一 御多葉粉盆上、
- 一 御茶上、
- 一 三司官、御始御召附之人数并惣役以下供奉之久米村人・那覇役人より御書院當御取次、 御規式御首尾能相済候、御祝儀申上候事
- 一 御行列相立、御轎居、三司官より御時分之言上被仕候付、御帰城御装束最前之通ニ而 御帰城被遊候事

附、

- 一 仮惣役并紫金大夫・正議大夫・長史・都通事、新矼迠御召附之勤并美御送之禮式 御下向同断
- 一 御着替所より御帰城之段、問役登 城、下庫理當御取次、言上仕候也
- 一 崇元寺前御通路之砌、泊筆者登 城、下庫理當御取次、右同断
- 一 御書院人数・下庫理人数、八幅之前御迎仕候也
- 一 鳥居下於御待所、王子以下士之筑登之座敷迠美御迎仕候也
- 一 下綾門御通路之砌、御手水宰領之花當御先ニ罷登、下庫理當申達當より御近習江 相達候也

但、五行久米村方構之外

- 一 御帰城被遊、最前之通真正面より 入御被遊候事
- 一 供奉人数、下庫理當御取次、奉伺御機嫌、御祝儀申上、於同所二右面、江御酒被下、 右之御禮、三司官より下庫理當御取次及言上退城仕候事
- 一 御食卓・御看卓・御囲碟被送上候、御使常官濹岻親雲上・仮長史足阿波連里之子親雲 上・阿口通事御取次、

両勅使様江帖一通完、當官長史名書之手本一通完取添差上、 両勅使様より回帖御渡被成候付、早速當官持登、下庫理當御取次及言上候事

附、

一 拜帖并御禮物帖者、 勅使様御一人分袋一ツ完入加差上候也

- 一 御振舞方・御看卓方・御進物方・筆者一人完宰領之為相附、尤御進物之品員数者、 御進物方考帳相見得候、御食卓・御看卓・御囲碟之品者左ニ記 勅使様御食卓之品御一人分
- 一 御漬物弐對

一 御菓子四盤

一 御料理弐拾碗

但、作醬油、御吸物者送上不申候也 勅使様御囲碟御一人分

一 御囲碟拾六碟

一 諸白五沸

御同人御看卓之品御一人分

一 豚壱疋

一 羊壱疋

一 庭鳥壱躰

一 阿ひる壱躰

ー ゑらぶ鰍壱躰

ー 阿さケい壱對

一 かさみ壱對

ー けふり壱對

ー けめん壱對

一 ゑひ壱對

一 干蛸壱對

一 鹿壱枚

一 猪壱枚

一 鰹節壱對

ー 屋久ケい壱對

一 毛、餅壱對

一 饅頭壱對

- 油餅壱對

ー くつひやん壱對 ー ふた壱枚

- 一 羊壱枚
- 一 右宴之為御禮使、翌日當官神山里之子親雲上・長史國場親雲上天使館参上、阿口通事 御取次、 両勅使江帖手本一通完差上御禮申上候、回帖被相渡候付、當官御持登、御 使之御首尾方被申上候事
- 一 右宴二付、御取持并御進物等被差上候、為御礼使、翌日唐人共致登 城候、委細者九 月日記相見得候事

附、本文、唐人長史より阿口通事兼而聞合人数高相究、先達而御鎖之側御方江御 問合申上候也